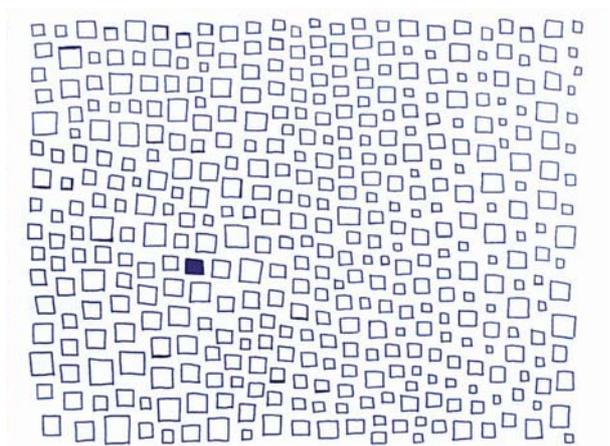


第2期金沢市母子家庭及び寡婦自立促進計画

金沢市ひとり親家庭等 自立促進計画2012



平成24年(2012年)度 ⇨ 平成28年(2016年)度

はじめに

本市では、ひとり親家庭等の方々の生活の安定・向上を目指した施策を総合的かつ計画的に展開するために、平成19年3月に「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定いたしました。この計画に基づき、「就業支援の充実」「生活・子育て支援の充実」「経済的支援の推進」「養育費確保の推進」「相談体制・情報提供の充実」の5つの基本目標を柱として様々な支援策に取り組んでまいりました。

ひとり親家庭等の方々は、就業、子育て、家事等をひとりで担わなければならない、その精神的、肉体的負担は大きいものとなっています。さらに、近年は雇用形態の変化や経済情勢を背景として、ひとり親家庭等の方々を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。

このような状況を踏まえ、第2期計画である「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012」では、「ひとり親家庭等が自立し、安心して子育てができ、いきいきと暮らせる環境づくり」を基本目標とし、これまで中心行的に行われてきました経済的支援を継承しつつ、就業支援を拡充し、また、それにさまざまな社会的支援を組み合わせた取り組みを展開してまいります。特に、ひとり親家庭の多くが、子育てや家事と仕事を両立するうえで直面している困難を解消するために、子育てや生活面での様々なサービスの展開を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート等にご協力いただいた市民のみなさま、多くの貴重なご意見・ご助言をいただきました「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会」の委員に心から感謝申し上げますとともに、今後の施策推進にあたりましても、どうぞ幅広いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年（2012年）3月

金沢市長 山野 之 義

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	2	4 計画の期間	3
(1) 「母子及び寡婦福祉法」の変遷	2	5 計画の策定方法	4
(2) 金沢市の取組み	2	(1) ニーズ等の把握	4
2 計画の性格等	3	(2) 計画の策定体制	4
3 計画の対象	3		

第2章 第1期計画の評価

1 就業支援の充実	6	(3) 医療費助成事業の推進	14
(1) 就業・自立支援事業の拡充	6	(4) 各種助成制度の推進	14
(2) 母子家庭自立支援給付金等の活用	6	4 養育費確保の推進	16
(3) 就業機会創出のための支援	8	(1) 情報提供と広報・啓発活動の推進	16
2 生活・子育て支援の充実	8	(2) 相談制度の充実	16
(1) 多様なニーズに対応する保育の充実	8	5 相談・情報提供の充実	16
(2) 放課後児童クラブの充実	10	(1) 子どもの相談支援体制の整備	16
(3) 母子生活支援施設による自立促進	10	(2) 母子自立支援員等による相談の充実	18
(4) 市営住宅の積極的活用の推進	10	(3) 情報提供の充実	18
(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	12	6 まとめ	18
3 経済的支援の推進	12	(1) 事業の実施状況	18
(1) 母子・寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の推進	12	(2) 評価	19
(2) 児童扶養手当等に関する情報提供および適正な給付業務の推進	14	(3) 基本的方針別評価区分	20

第3章 現状と課題

第1 金沢市および国の統計調査 / 22

1 離婚件数・離婚率	22	(2) 離婚率の推移	23
(1) 結婚・離婚件数の推移	22	2 児童扶養手当	24

(1) 児童扶養手当認定世帯数の推移 ……	24	3 単独母子家庭・単独父子家庭の世帯数の推移 ……	27
(2) 児童扶養手当認定率の推移 ……	25		
(3) 母子家庭になった理由別の児童扶養手当認定世帯の推移 ……	26		
第2 金沢市ひとり親家庭等自立支援に関する調査 / 28			
1 回答者の属性 ……	28	5 子どもの状況 ……	38
(1) 単独ひとり親家庭と同居ひとり親家庭 ……	28	(1) 子どもについての心配ごとや悩み ……	38
(2) 親の平均年齢 ……	29	(2) 子どもの世話をしている人がいるか ……	38
(3) 子どもの状況 ……	29	(3) 希望する子育て支援策 ……	39
(4) 同居の子どもの平均人数 ……	29	6 相談・交流 ……	40
(5) 最終学歴 ……	30	(1) 困ったことや悩んだこと ……	40
(6) ひとり親家庭になった年齢 ……	30	(2) 相談できるあるいは相談したい人や場所 ……	41
2 住宅の状況 ……	31	(3) 必要な情報交換や交流の場 ……	42
(1) 住まいの変化 ……	31	7 意見・要望 ……	42
(2) 住宅に関する希望 ……	32	8 まとめ ……	45
3 収入・支出の状況 ……	33	(1) 就業に関する課題 ……	45
(1) 1か月の収入 ……	33	(2) 子育て・生活支援に関する課題 ……	45
(2) 生活費と収入 ……	33	(3) 経済的状況に関する課題 ……	46
(3) 不足している生活費の補てん方法 ……	34	(4) 養育費確保に関する課題 ……	47
4 仕事の状況 ……	35	(5) 相談・情報提供に関する課題 ……	47
(1) ひとり親家庭になったことによる仕事上の変化 ……	35	(6) 父子家庭に関する課題 ……	48
(2) 現在の仕事の状況 ……	35		

第4章 計 画

第1 基本目標 / 50

第2 施策の基本的な方向 / 50

1 就業支援の充実 ……	50	4 養育費確保の推進 ……	51
2 子育て・生活支援の充実 ……	51	5 相談体制・情報提供の充実 ……	51
3 経済的支援の推進 ……	51		

第3 施策の体系 / 52

第4 施策の展開 / 53

1 就業支援の充実	53	(2) 児童扶養手当等に関する情報提供および適切な給付業務の推進	60
(1) 就業・自立支援事業の拡充	53	(3) 医療費助成事業の推進	61
(2) 母子家庭等の自立支援給付金の活用	54	(4) 就学援助制度の推進	61
(3) 就業機会創出のための支援	54	(5) 各種助成制度の推進	61
(4) 事業主に対する啓発活動・情報提供および協力の要請	55	4 養育費確保の推進	62
2 子育て・生活支援の充実	56	(1) 情報提供と広報・啓発活動の推進	62
(1) 多様なニーズに対応する保育の充実	56	(2) 相談体制の充実	62
(2) 放課後児童クラブの充実	57	5 相談体制・情報提供の充実	62
(3) 母子生活支援施設による自立促進	58	(1) 子どもの相談支援体制の充実	62
(4) 市営住宅の積極的活用の推進	58	(2) 母子自立支援員・父子相談員等による相談支援体制の充実	63
(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	58	(3) ホームページ・メール等による相談・情報提供の充実	63
3 経済的支援の推進	60		
(1) 母子・寡婦福祉資金貸付金等に関する啓発	60		

第5 ライフステージごとの支援内容 / 64

第5章 資料

1 計画の策定体制等	68	(3) 策定委員の感想（順不同）	70
(1) 金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会設置要綱	68	(4) 金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定庁内ワーキンググループ設置要領	74
(2) 金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会開催状況	69	2 索引	75

計画策定にご協力いただいた方々 / 80

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 「母子及び寡婦福祉法」の変遷

「母子及び寡婦福祉法」は、昭和39年に「母子福祉法」として、母子家庭のみを対象として制定されました。この「母子福祉法」の制定により、戦争犠牲者遺家族の経済的自立を主な目的とする「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が廃止されました。昭和56年の改正により「母子及び寡婦福祉法」となり、寡婦もこの法律の対象になりました。さらに、平成14年の改正により、父子家庭も対象となりました。また、平成14年の改正においては、国は「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」といいます）を定める旨の規定と、都道府県、市および福祉事務所を設置する町村に対し、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」策定の努力規定を設けました。なお、国は、平成20年4月に、平成15年に策定した基本方針を廃止し、新たな基本方針を定めています。

この間の法律等の動きをみると、母子家庭等の経済的自立支援から、職業自立を中心とした生活全般の自立を促進する支援に広がってきています。

なお、母子家庭のみを支給対象としていた児童扶養手当は、平成22年8月から父子家庭も支給対象とされました。

(2) 金沢市の取組み

本市の直近10年間の離婚件数は、結婚件数の3割近くにもなっています。また、児童扶養手当認定世帯は増加の一途です。

ひとり親家庭においては、子育てと生計を母又は父がひとりで担うことになり、様々な困難に直面するとともに、子どもにも大きな影響が及びます。子どものしあわせを第一に考え、ひとり親家庭等の自立を図る就労支援、生活支援、経済的支援などの総合的な支援策の推進が求められています。

平成17年10月、ひとり親家庭等の生活状況を把握するために、「母子家庭等自立支援に関する調査」を実施し、この結果等を基に、平成19年3月、「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。計画期間である平成19年度から平成23年度は、この計画に基づいて各種施策を推進してきました。

2 計画の性格等

- ① この計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に規定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」として、母子及び寡婦福祉法第11条に基づき国が定めた基本方針に即して策定するものです。
- ② この計画は、平成19年3月に策定した「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」を引き継ぐ第2期計画です。
- ③ この計画は、「金沢世界都市構想」を上位計画とし、「金沢子育て夢プラン2010」「金沢市男女共同参画推進行動計画」等の市の計画ならびに国や県の関連計画との整合性を図りながら策定しました。

3 計画の対象

この計画は、金沢市内の母子家庭、父子家庭および寡婦を対象とします。なお、本計画に用いる用語の説明は次のとおりです。

用語の説明

母子家庭	離婚・死別等により配偶者のない女性が、20歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚・死別等により配偶者のない男性が、20歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女性
ひとり親家庭	母子家庭および父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭および寡婦
単独母子家庭	母親と子どもだけの母子家庭
同居母子家庭	母親の親など同居している母子家庭
単独父子家庭	父親と子どもだけの父子家庭
同居父子家庭	父親の親など同居している父子家庭

4 計画の期間

この計画は、平成24年（2012年）度から平成28年（2016年）度の5年間を計画期間とします。ただし、制度改正等により、この計画が実態とそぐわなくなった場合には、計画期間にこだわらないで、計画の見直しあるいは新たに策定することとします。

5 計画の策定方法

(1) ニーズ等の把握

平成23年3月から4月にかけて、「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012」策定の基礎資料とすることを目的として、ひとり親家庭等に該当する本市民に対して、「金沢市ひとり親家庭等自立支援に関する調査」を行いました。

図表1-1 金沢市ひとり親家庭等自立支援に関する調査回収結果

区 分	母子家庭	父子家庭	寡 婦	そ の 他	合 計
配布数	2,125	1,019	500	△356 ^(注1)	3,288
回収数	696	232	125	24 ^(注2)	1,077
回収率	32.8%	22.8%	25.0%	—	32.8%

(注) 1 対象外という理由で356通が返送された。

2 「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」の別を記入していない人が24人いた。

(2) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、審議機関として「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会」を設置し、事務局は福祉健康局福祉総務課が担当しました。また、計画策定のための課題および施策等に関する事項を検討するため、庁内関係部署職員で構成する「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定庁内ワーキンググループ」を設置しました。

第 2 章

第 1 期計画の評価

本章の事業の「実施状況」と「評価」は、次の記号で行いました。

実施状況

↑	新規又は拡大実施された
→	従来のまま継続実施
↓	縮小・廃止された

評 価

○	評価できる
△	どちらとも言えない
×	評価できない
—	評価対象外

1 就業支援の充実

(1) 就業・自立支援事業の拡充

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
就業相談・情報提供	就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母等に対する適切な自立支援を実施します。	拡充	○	—	○	福祉総務課
就業支援講習会（就職に有利な技能修得講習会）	就業に結びつく可能性の高い技能・資格等を習得するための技能修得講習会（パソコン講習会等）を開催します。	拡充	○	—	○	福祉総務課
就職準備・離転職セミナー	就業経験がない人、就業に不安感をもつ人等を対象にした、就職、転職に関する基礎的知識の習得と不安を解消します。	推進	○	—	○	福祉総務課
託児サービス	講習会を受講している間、母子家庭の子どもを預かる託児サービスを実施します。	推進	○	—	—	福祉総務課
事業主に対する啓発活動・情報提供および協力の要請	事業主に対して、母子家庭の母等の雇用について、理解を深めてもらうための啓発活動や情報提供を行い、就業の促進に向けた協力の要請を推進します。	新規・実施	○	—	○	福祉総務課

(2) 母子家庭自立支援給付金等の活用

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母の就業促進と自立支援を目的として、就職に必要な職業資格を取得するために教育施設に入学し、その課程（厚生労働大臣が指定する教育訓練給付対象講座）を修了した人に対して、給付金（受講料の一部）を交付します。	推進	○	—	—	福祉総務課
高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母で経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士）を取得するために2年以上養成期間等で修学する場合で、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、一定期間、給付金を交付します。	推進	○	—	—	福祉総務課

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
<ul style="list-style-type: none"> 相談件数67件 就業情報提供事業なし 	<ul style="list-style-type: none"> 母子自立支援員1名増員（3人→4人） 相談件数 544 就業情報提供事業開始 延送付件数 176 	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数 708 就業情報提供延送付件数 189 	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数 931 就業情報提供延送付件数 150 	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数 624 就業情報提供延送付件数 56(利用者減により廃止) 	↑	○
パソコン講習会1講座 28人受講	パソコン講習会3講座（ワープロ、表計算） 80人受講	パソコン講習会3講座（ワープロ、表計算） 73人受講	パソコン講習会3講座（ワープロ、表計算） 88人受講	パソコン講習会3講座（ワープロ、表計算） 51人受講	↑	○
<ul style="list-style-type: none"> 就業支援セミナー 年1回 受講者 23人 	<ul style="list-style-type: none"> 就業支援セミナー 年1回 受講者 39人 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅ワークセミナー 年1回 受講者 40人 就業支援セミナー 年1回 受講者 24人 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅ワークセミナー 年1回 受講者 32人 就業支援セミナー 年2回 受講者 51人 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅ワークセミナー 年1回 受講者 30人 就業支援セミナー 年2回 受講者 35人 	↑	○
あり	あり	あり	あり	あり	→	○
	厚生労働省からの啓発リーフレットを送付				→	△

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
交付件数 10	交付件数 7	交付件数 6	交付件数 8	交付件数 3	↓	△
申請者 4人 交付月 24月	申請者 7人 交付月 54月	申請者 8人 交付月 56月	申請者 28人 交付月 264月	申請者 40人 交付月 424月	↑	○

(3) 就業機会創出のための支援

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
自立支援プログラム策定事業	母子自立支援プログラム策定員を配置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、公共職業安定所等と連携のうえ、きめ細かな自立・就業支援を実施します。	新規・実施	○	—	—	福祉総務課
常用雇用転換奨励金	母子家庭の母を非常勤雇用し、職業訓練（OJT）を実施した後、常用雇用労働者に雇用転換し、引き続き雇用した事業主に対して支給します。	新規・実施	○	—	—	福祉総務課
母子家庭の母等雇用奨励金	国の助成金（特定求職者雇用開発助成金）の支給対象とされた人のうち、母子家庭の母等を国の支給対象期間の満了後も引き続き雇用している事業主に対して支給します。	推進	○	—	—	労働政策課

2 生活・子育て支援の充実

(1) 多様なニーズに対応する保育の充実

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
保育所の優先入所	ひとり親家庭等の親が、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭等の子どもに対する、入所優先度に加算します。	推進	○	○	—	こども福祉課
延長保育	児童の保護者の就労時間、通勤時間等によるやむを得ない事情のため通常の保育時間を超える時間に保育を常時必要とする児童を対象に、通常の保育時間を超えて保育を行います。	推進	○	○	—	こども福祉課
休日保育	日曜・祝日を勤務日とする就労形態の事業所に保護者が働くことによって保育に欠ける児童の健全育成を図るため私立保育所を指定します。	推進	○	○	—	こども福祉課
休日一時預かり	日曜・祝日に、保護者の病気や看護、冠婚葬祭、育児リフレッシュのため、一時的に子どもの世話が困難になった場合、保育を行います。	推進	○	○	—	こども福祉課
夜間保育	夜間働いている保護者のため、通常保育時間では対応できない児童に対し、深夜まで預かります。	推進	○	○	—	こども福祉課
24時間保育	深夜にわたって勤務している保護者のため、昼間の保育に引き続き翌朝まで保育を行います。	推進	○	○	—	こども福祉課
病児一時保育	保育所通所中などの児童の発病時、あるいは病気の回復時に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に、保護者に代わり、看護師と保育士が病児の看護・一時保育を行います。	推進	○	○	—	こども福祉課

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
	策定人数 18人 （就職者 15人）	策定人数 34人 （就職者 21人）	策定人数 35人 （就職者 25人）	策定人数 16人 （就職者 8人）	↑	○
	1件（19年度で廃止）	H20年度よりハローワークにて中小企業雇用安定化奨励金が創設。市の予算措置不要となった。			→	△
89件 8,615千円	83件 8,118千円	80件 7,855千円	91件 9,008千円	93件 8,641千円	→	○

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
実施	実施	実施	実施	実施	→	○
111か所	111か所	111か所	111か所	111か所	→	○
7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	→	○
2か所	2か所	2か所	1か所	1か所	↓	△
2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	→	○
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	→	○
3か所	4か所	5か所	5か所	7か所	↑	○

第2章 第1期計画の評価

事業名	内 容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
ショートステイ（短期入所生活援助）	保護者が病気や出産、出張などのため、児童の養育が一時的に困難になった場合、短期間（7日以内）の宿泊を含めて預かります。	推進	○	○	—	こども福祉課
トワイライトステイ（夜間養護）	保護者の仕事が恒常的に夜間にわたり、児童の養育が困難な場合に預かります。	推進	○	○	—	こども福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	就労中の子どもの預かり、保育所への送迎、帰宅後の預かり、子どもの病気中の援助等、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）を会員として組織化し、子育ての援助活動を支援します。また、提供会員登録勸奨等により、新規登録を図ります。	推進	○	○	—	こども福祉課
子育てサービス券支給	ファミリーサポートセンター、産後ママヘルパーおよび保育所一時預かりの利用料を助成します。	推進	○	○	—	こども福祉課
虹色クーポン	親子のふれあい支援および子育てにかかる親の負担軽減のため、文化・スポーツ施設や子育てサービス（ファミリーサポートセンター・産後ママヘルパー・一時預かり）の利用料を助成します（H22年度より）。		○	○	—	こども福祉課

(2) 放課後児童クラブの充実

事業名	内 容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
放課後児童クラブの充実	小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもであって、保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、子どもの健全育成を図ります。	推進	○	○	—	こども福祉課

(3) 母子生活支援施設による自立促進

事業名	内 容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
母子生活支援施設	生活上の諸問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母子家庭の母と子が入所し、保護を行うとともに、自立促進のための生活支援を行います。	推進	○	—	—	福祉総務課

(4) 市営住宅の積極的活用の推進

事業名	内 容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
ひとり親家庭向け市営住宅の募集の実施	空家住宅の定期募集時に母子・父子世帯枠を設けます。	推進	○	○	—	市営住宅課

H18 (策定年度)	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
3 か所	3 か所	3 か所	2 か所	2 か所	↓	△
3 か所	3 か所	3 か所	2 か所	2 か所	↓	△
会員数 2,273人 活動件数 5,558	会員数 3,174人 活動件数 4,660	会員数 3,851人 活動件数 4,607	会員数 4,417人 活動件数 4,864	会員数 5,052人 活動件数 5,291	↑	○
交付人数 1,643人	交付人数 2,326人	交付人数 2,659人	交付人数 2,548人	交付人数 2,098人	↑	○
				交付人数 11,118人		

H18 (策定年度)	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
※児童数は各年4月1日現在の数					↑	○
70か所 3,652人	72か所 3,739人	73か所 3,846人	76か所 3,893人	79か所 3,774人		

H18	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
月平均 16世帯 38人	月平均 14世帯 36人	月平均 15世帯 43人	月平均 12世帯 33人	月平均 9世帯 23人	→	○

H18 (策定年度)	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
18世帯	17世帯	14世帯	8世帯	8世帯	→	○

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
寡婦・ひとり親家庭奉仕員派遣	ひとり親家庭等が、疾病等の理由により、日常生活を営むには支障があり、かつ介護する家族がいないような状況にある場合に、寡婦・ひとり親家庭奉仕員を派遣し、必要な家事・相談等を行います。	推進	○	○	○	福祉総務課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が一時的に不都合がある場合に、家庭生活支援員による支援（家事援助や子育て支援）を行います（H22年度より）。		○	○	○	福祉総務課
ホームフレンド（大学生等）派遣	ひとり親家庭等の子どもは、離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状態にあることから、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぐため、児童の心の痛みを理解し支えになる大学生等を家庭に派遣し、子どもの話し相手、相談相手となり、育成指導等を行います。	推進	○	○	—	福祉総務課
民生委員・児童委員による支援	民生委員・児童委員は、子育て・福祉に関する相談相手として、福祉制度の案内、関係機関への連絡、地域における見守り等の支援を行います。	推進	○	○	○	福祉総務課
情報交換の場の提供（ひとり親家庭情報交換等事業）	ひとり親家庭等が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを相談し、支えあう場を提供します。早期自立のための意欲形成と安定を図ります。	推進	○	○	—	福祉総務課

3 経済的支援の推進

(1) 母子・寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の推進

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
母子・寡婦福祉資金貸付金	母子家庭および寡婦の生活安定と、その子どもの福祉の向上を図るために、無利子又は低利で各種貸付を行う母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に推進し、適正な貸付業務を実施します。 （事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金、特例児童扶養資金）	推進	○	—	○	福祉総務課

H18 (策定年度)	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
派遣件数 108 派遣時間 121時間	派遣件数 28 派遣時間 51時間	派遣件数 21 派遣時間 31.5 時間	派遣件数 24 派遣時間 23.5 時間	廃止 (ひとり親 家庭等日常生活 支援事業に移行)	↑	○
				H22年度より事 業開始 延べ派 遣件数 42件		
延派遣件数 71	延派遣件数 98	延派遣件数 96	延派遣件数 162	延派遣件数 134	↑	○
実施	実施	実施	実施	実施	→	○
6回開催 102人参加	6回開催 110人参加	6回開催 145人参加	6回開催 118人参加	6回開催 129人参加	→	○

H18 (策定年度)	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
貸付件数 116 貸付額 61,423 千円	貸付件数 106 貸付額 59,986 千円	貸付件数 94 貸付額 52,994 千円	貸付件数 63 貸付額 32,248 千円	貸付件数 50 貸付額 26,738 千円	↓	△

(2) 児童扶養手当等に関する情報提供および適正な給付業務の推進

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
児童扶養手当	父と生計を同じくしていない児童の心身の健やかな成長を図るため、離婚・死亡・遺棄・拘禁・未婚の母（父が重度障害を含む）が児童を扶養している場合、児童が18歳になった年度末まで支給されます（児童が障害のときは20歳まで）。 （所得制限あり）	推進	○	—	—	福祉総務課
児童手当	児童を養育している人に、第1・2子は月額5,000円（3歳未満は10,000円）、第3子以降は月額10,000円を支給します。 （所得制限あり）	推進	○	○	—	福祉総務課
子ども手当	児童を養育している人に手当（一人あたり月額13,000円）を支給します（H22年度より）。	推進	○	○	—	福祉総務課

(3) 医療費助成事業の推進

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭の母および子ども、父子家庭の父および子ども、父母のいない子ども、父または母が重度の障害にある児童および父または母が保険診療を受診した場合、1か月の治療費から1,000円を差し引いた額を助成します（所得制限あり）。	推進	○	○	—	健康総務課

(4) 各種助成制度の推進

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
各種助成制度の推進	ひとり親家庭等に対して、各種助成制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、適正な貸付・給付業務を実施します。 (a) 生活費等助成 離職者支援資金、生活福祉資金、生活保護 (b) 就学費等助成 私立幼稚園就園奨励費、就学援助制度、高等学校授業料減免、金沢市育英会奨学資金 (c) 遺族年金等給付 遺族基礎年金、遺族厚生年金、石川県交通災害等遺児すこやか資金 (d) その他助成等 税の軽減、非課税貯蓄、福祉定期預貯金、JR通勤定期割引、たばこ小売店許可	推進	○	○	○	—

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
※児童数は各年4月1日現在の数						
受給者数 3,164人 1,301,340千円	受給者数 3,220人 1,314,742千円	受給者数 3,201人 1,322,095千円	受給者数 3,291人 1,344,871千円	受給者数 3,381人 1,416,661千円	↑	—
延児童数 486,570人 2,714,315千円	延児童数 507,865人 3,286,920千円	延児童数 508,268人 3,382,230千円	延児童数 509,533人 3,396,020千円	延児童数 88,542人 586,260千円	↑	—
				H22 事業開始 延児童数 592,314人 7,700,082千円		

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
34,243件 85,380千円	39,244件 95,048千円	42,823件 105,592千円	46,062件 115,562千円	46,895件 117,305千円	↑	○

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
—	—	—	—	—	他の実施機関の制度が多く含まれるため評価等は施策を検討する段階で個別に行う。	

4 養育費確保の推進

(1) 情報提供と広報・啓発活動の推進

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
養育費の支払（取得）に関する情報提供と広報・啓発活動	金沢市社会福祉協議会に相談窓口を設置するとともに、養育費取得手続などについて、情報提供活動を推進します。また、母子寡婦福祉団体等と連携して、講座の開催や、パンフレットの配布等により、養育費の支払（取得）に関する広報・啓発活動を推進します。	拡充	○	○	—	福祉総務課

(2) 相談制度の充実

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
母子自立支援員・女性相談員による養育費確保の相談	母子自立支援員や女性相談員による養育費の取得手続等に関する相談・支援を行います。また、研修等により相談関係者の資質向上に努めます。	推進	○	○	—	福祉総務課
相談窓口の設置および法的手続き等への利便の確保	金沢市社会福祉協議会に相談窓口を設置するとともに、無料法律相談の実施、法的手続き・支援策についての情報を提供し、法的手続き等への利便を確保します。	拡充	○	○	—	福祉総務課

5 相談・情報提供の充実

(1) 子どもの相談支援体制の整備

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
こども家庭支援センター金沢	相談員、心理療法担当者等が子どもを中心とする家庭の問題（児童虐待を含む）について相談・支援を行います。	推進	○	○	—	こども福祉課
こども総合相談センター（児童相談所）	相談員、心理療法担当者等が子どもや家族に関する様々な問題（児童虐待を含む）について相談・支援を行います。子育て支援サービスや福祉制度等を紹介・助言するほか、状況に応じて、一時保護、施設入所等の支援を行います。	拡充	○	○	—	こども総合相談センター

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
母子自立支援員による相談のみ	H19年度に金沢市社会福祉協議会に相談窓口を設置。H21年度には母子寡婦福祉連合会の養育費専門相談員を新たに設置した。チラシ配布や養育費セミナー等を通じ啓発活動を実施				↑	○

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
相談件数 101	<ul style="list-style-type: none"> 母子自立支援員 1人増（3人→4人） 相談件数 152 	相談件数 216	相談件数 134	相談件数 103	→	○
法律相談 年3回 実施 12人相談	法律相談 年4回 実施 16人相談	法律相談 年4回 実施 16人相談	法律相談 年4回 実施 17人相談	法律相談 年4回 実施 23人相談	↑	○

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
相談件数 584	相談件数 487	相談件数 361	相談件数 337	相談件数 562	→	○
<ul style="list-style-type: none"> 相談受理件数 816 一時保護件数 44 施設入所等措置件数 307 	<ul style="list-style-type: none"> 相談受理件数 862 一時保護件数 69 施設入所等措置件数 172 	<ul style="list-style-type: none"> 相談受理件数 924 一時保護件数 78 施設入所等措置件数 187 	<ul style="list-style-type: none"> 相談受理件数 983 一時保護件数 152 施設入所等措置件数 188 	<ul style="list-style-type: none"> 相談受理件数 1,083 一時保護件数 245 施設入所等措置件数 182 	↑	○

(2) 母子自立支援員等による相談の充実

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
母子自立支援員の設置	母子自立支援員はひとり親家庭等を対象に、離死別直後の精神的安定と職業能力の向上および求職活動、貸付等による経済的な相談支援を目的に、関係機関と連携を図りながら、必要な情報提供や相談事業を行います。	推進	○	○	○	福祉総務課
母子福祉推進員の設置	母子自立支援員の協力者としてひとり親家庭等の相談・助言を行います。	推進	○	○	○	福祉総務課

(3) 情報提供の充実

事業名	内容	計画	母子	父子	寡婦	担当課
広報・情報提供の充実	ホームページ、新聞広報、テレビ・ラジオ広報番組、施策パンフレット等、情報提供媒体を有効に活用した情報提供に努めます。	推進	○	○	○	福祉総務課

6 まとめ

(1) 事業の実施状況

事業の実施状況は、「新規又は拡大実施された」が18事業（45%）、「従来のまま継続実施」が16事業（40%）、「縮小・廃止された」が6事業（15%）となりました。

図表2-1 事業の実施状況

区分		事業数	割合(%)
↑	新規又は拡大実施された	18	45%
→	従来のまま継続実施	16	40%
↓	縮小・廃止された	6	15%
合計		40	100%

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
相談件数 7,546	・母子自立支援員 1人増（3人→ 4人） ・相談件数 11,786	相談件数 12,646	相談件数 10,273	相談件数 10,875	↑	○
推進員 30人	推進員 30人	・推進員 30人 ・廃止（養育費 専門相談員に 継承）			↓	×

H18（策定年度）	H19	H20	H21	H22	実施状況	評価
各種情報提供媒体 を通じ実施	ホームページ、新聞広報、テレビ・ラジオ広報番組、施策パンフレット等、 情報提供媒体を通じ実施				→	○

(2) 評価

40事業中「評価できる」が30件（76%）を占めており、「どちらとも言えない」が7事業（17%）、「評価できない」は1事業（2%）にすぎません。

図表2-2 評価

区 分		事業数	割合(%)
○	評価できる	30	76%
△	どちらとも言えない	7	17%
×	評価できない	1	2%
—	評価対象外	2	5%
合 計		40	100%

(3) 基本の方針別評価区分

図表2-3は、第1期計画の基本の方針の体系に沿った評価区分です。

図表2-3 第1期計画の基本の方針別評価区分

施策の基本的な方向	施策の展開	○	△	×	－
1 就業支援の充実	(1) 就業・自立支援事業の拡充	4	1	0	0
	(2) 母子家庭自立支援給付金等の活用	1	1	0	0
	(3) 就業機会創出のための支援	2	1	0	0
	小 計	7	3	0	0
2 生活・子育て支援の充実	(1) 多様なニーズに対応する保育の充実	8	3	0	0
	(2) 放課後児童クラブの充実	1	0	0	0
	(3) 母子生活支援施設による自立促進	1	0	0	0
	(4) 市営住宅の積極的活用の推進	1	0	0	0
	(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	4	0	0	0
	小 計	15	3	0	0
3 経済的支援の推進	(1) 母子・寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の推進	0	1	0	0
	(2) 児童扶養手当等に関する情報提供および適正な給付業務の推進	0	0	0	2
	(3) 医療費助成事業の推進	1	0	0	0
	(4) 各種助成制度の推進	0	0	0	0
	小 計	1	1	0	2
4 養育費確保の推進	(1) 情報提供と広報・啓発活動の推進	1	0	0	0
	(2) 相談制度の充実	2	0	0	0
	小 計	3	0	0	0
5 相談・情報提供の充実	(1) 子どもの相談支援体制の整備	2	0	0	0
	(2) 母子自立支援員等による相談の充実	1	0	1	0
	(3) 情報提供の充実	1	0	0	0
	小 計	4	0	1	0
合 計		30	7	1	2

第 3 章

現状と課題

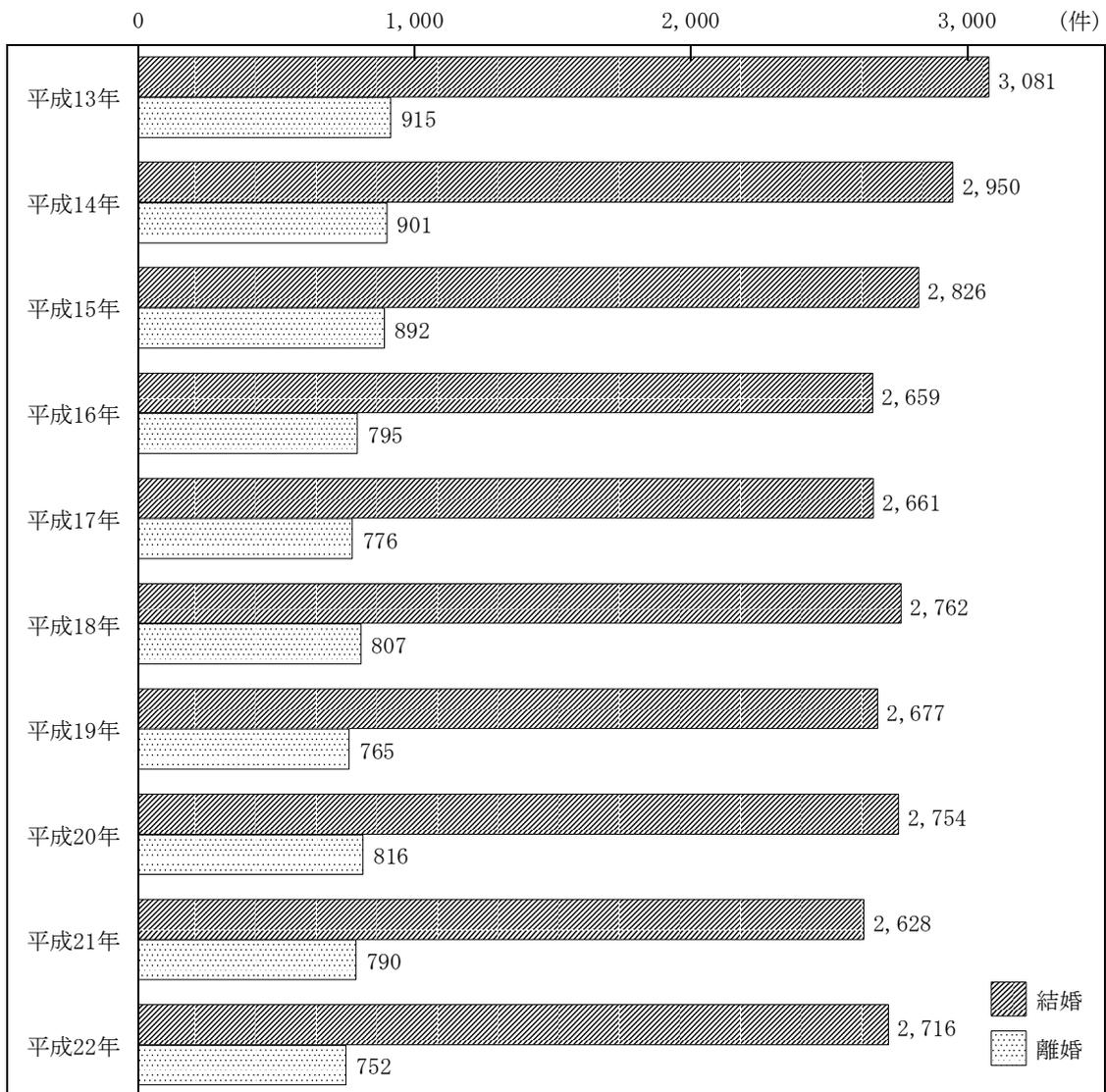
第1 金沢市および国の統計調査

1 離婚件数・離婚率

(1) 結婚・離婚件数の推移

図表3-1は、平成13年から平成22年の10年間の結婚件数と離婚件数の推移です。離婚件数は減少傾向にありますが、結婚件数の減少が大きな要因と考えられます。この10年間では、結婚27,714件に対して、離婚8,209件となっており、結婚件数に対する離婚件数の比率は29.6%となります。

図表3-1 結婚・離婚件数の推移

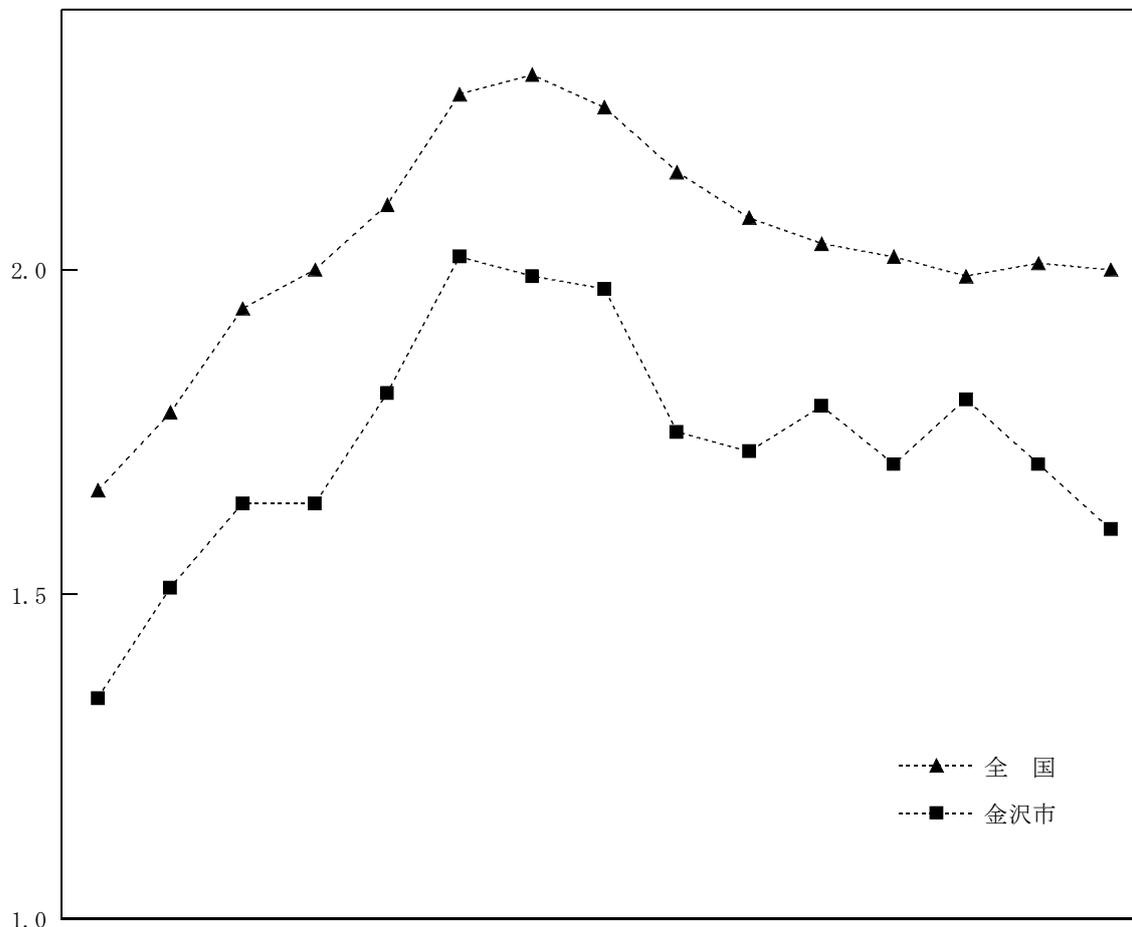


出典：金沢市福祉健康局「衛生年報」

(2) 離婚率の推移

図表 3-2 は、全国および金沢市の離婚率の推移です。平成 8 年から平成 22 年の 15 年間、金沢市の離婚率が全国の離婚率を上回ったことはありません。全国・金沢市とも、平成 13 年から平成 15 年が離婚率のピークとなっています。

図表 3-2 離婚率の推移



区 分	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
全 国	1.66	1.78	1.94	2.00	2.10	2.27	2.30	2.25	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99	2.01	2.00
金沢市	1.34	1.51	1.64	1.64	1.81	2.02	1.99	1.97	1.75	1.72	1.79	1.70	1.80	1.70	1.60

(注) 離婚率=人口1,000人あたりの離婚件数

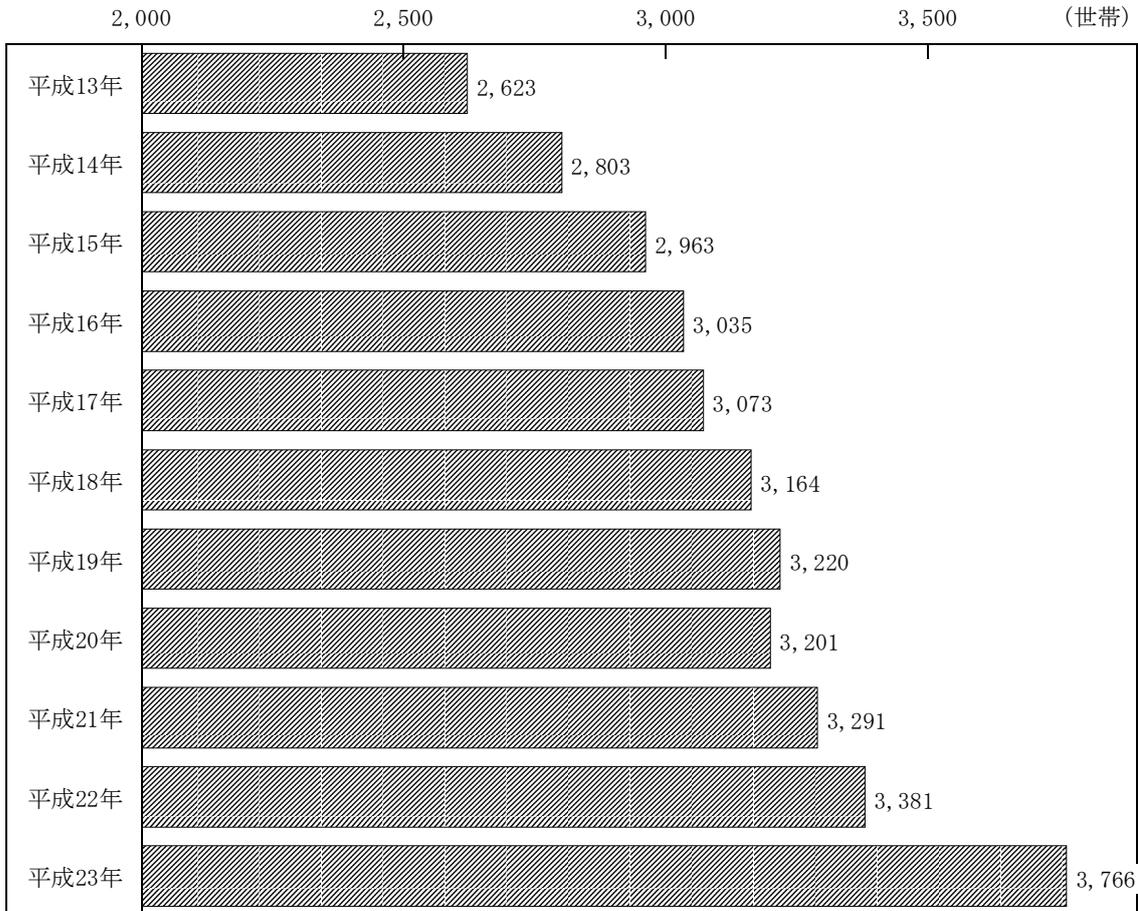
出典：全国=厚生労働省「人口動態統計」(各年12月31日) 金沢市=金沢市福祉健康局「衛生年報」(各年10月1日)

2 児童扶養手当

(1) 児童扶養手当認定世帯数の推移

図表3-3は児童扶養手当認定世帯数の推移ですが、一貫して増加を続けています。児童扶養手当は母子家庭にのみ支給されていましたが、平成22年8月からは父子家庭にも支給されることになりました。そのため、平成23年3月は、かなり増加しています。平成23年3月の内訳は、母子世帯3,629世帯、父子世帯137世帯、計3,766世帯です。

図表3-3 児童扶養手当認定世帯数の推移

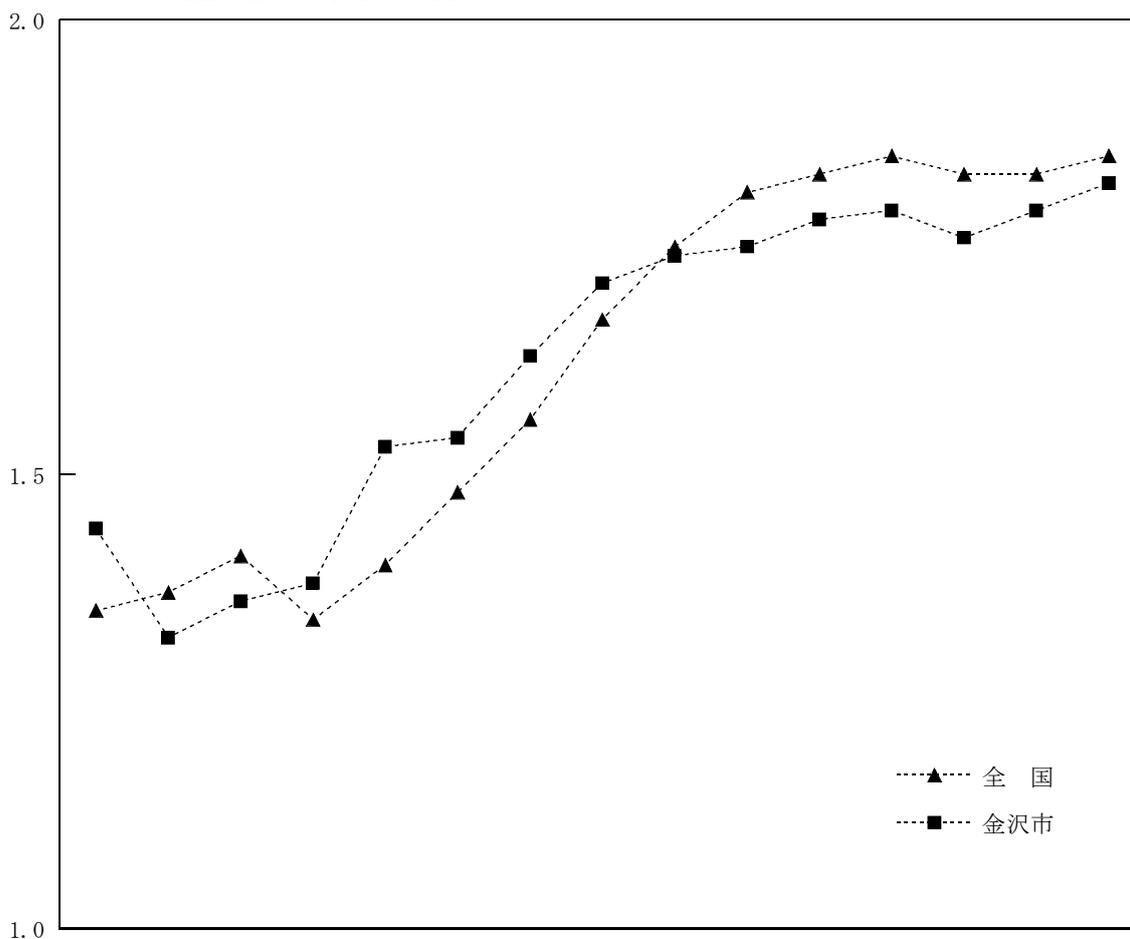


出典：金沢市福祉健康局「金沢の福祉と保健」（各年3月31日）

(2) 児童扶養手当認定率の推移

図表 3-4 は、平成 8 年から平成 22 年までの 15 年間の全国および金沢市の児童扶養手当認定率の推移です。図表 3-2 でみたように、金沢市の離婚率は全国よりかなり低いのですが、児童扶養手当認定率は、ほぼ全国並みとなっており、かつ、増加傾向にあります。

図表 3-4 児童扶養手当認定率の推移



区 分	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
全 国	1.35	1.37	1.41	1.34	1.40	1.48	1.56	1.67	1.75	1.81	1.83	1.85	1.83	1.83	1.85
金沢市	1.44	1.32	1.36	1.38	1.53	1.54	1.63	1.71	1.74	1.75	1.78	1.79	1.76	1.79	1.82

(注) 比率＝児童扶養手当認定世帯数÷全世帯数

出典：全国＝厚生労働省「福祉行政報告例」（各年 3 月 31 日） 金沢市＝金沢市福祉健康局「金沢の福祉と保健」「住民基本台帳」（各年 3 月 31 日）

(3) 母子家庭になった理由別の児童扶養手当認定世帯の推移

図表3-5は、児童扶養手当支給事由別世帯です。最も多いのが「離婚」であり、ここ10年間増加を続けており、その比率も常に90%以上となっています。次いで多いのが「未婚」であり、各年5～7%台となっています。「死別」「障害」「遺棄」は、各年1%未満です。

図表3-5 母子家庭になった理由別の児童扶養手当認定世帯

区分	離婚	死別	未婚	障害 ⁽¹⁾	遺棄 ⁽²⁾	その他	計
平成13年	2,391 91.2%	17 0.6%	185 7.1%	6 0.2%	14 0.5%	10 0.4%	2,623 100.0%
平成14年	2,569 91.7%	14 0.5%	193 6.9%	5 0.2%	11 0.4%	11 0.4%	2,803 100.0%
平成15年	2,695 91.0%	12 0.4%	197 6.6%	6 0.2%	9 0.3%	44 1.5%	2,963 100.0%
平成16年	2,747 90.5%	12 0.4%	186 6.1%	9 0.3%	10 0.3%	71 2.3%	3,035 100.0%
平成17年	2,784 90.6%	12 0.4%	214 7.0%	8 0.3%	9 0.3%	46 1.5%	3,073 100.0%
平成18年	2,869 90.7%	13 0.4%	212 6.7%	8 0.3%	7 0.2%	55 1.7%	3,164 100.0%
平成19年	2,936 91.2	15 0.5	199 6.2	8 0.2	6 0.2	56 1.7	3,220 100.0%
平成20年	2,916 91.1	19 0.6	205 6.4	8 0.2	5 0.2	48 1.5	3,201 100.0%
平成21年	3,017 91.7	15 0.5	195 5.9	8 0.2	4 0.1	52 1.6	3,291 100.0%
平成22年	3,124 92.4	15 0.4	181 5.4	7 0.2	3 0.1	51 1.5	3,381 100.0%

(注) (1) 障害…父が一定の障害の状態にある場合

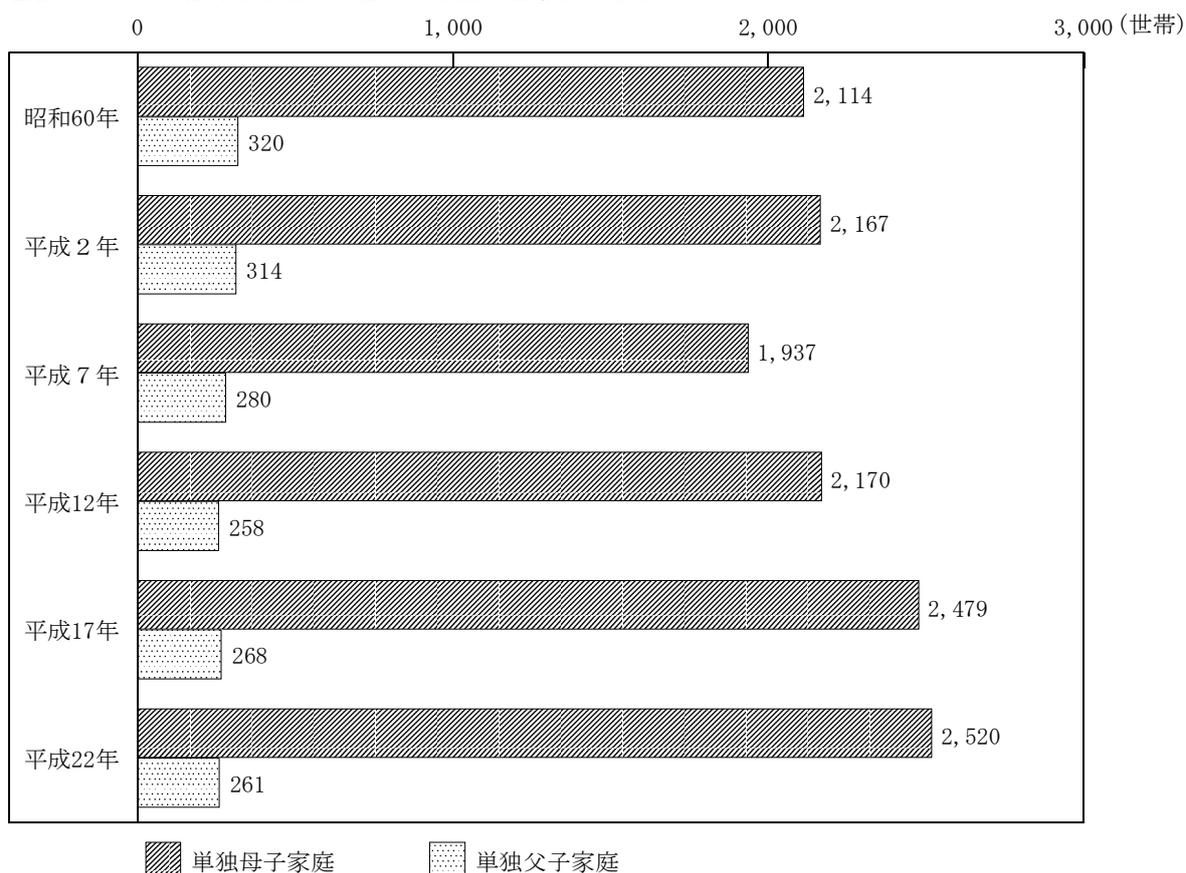
(2) 遺棄…父に1年以上遺棄されている場合

出典：金沢市福祉健康局「金沢の福祉と保健」（各年4月1日調査）

3 単独母子家庭・単独父子家庭の世帯数の推移

金沢市の平成7年以降の単独母子家庭は増加傾向にあり、昭和60年以降の単独父子家庭は減少傾向にあります。平成22年の単独母子家庭は2,520世帯、単独父子家庭は261世帯、合わせて2,781世帯です。

図表3-6 単独母子家庭・単独父子家庭の世帯数の推移



(注) ここでいう「単独母子家庭」とは、母親と未婚の20歳未満の子どもだけの世帯をいい、「単独父子家庭」とは、父親と未婚の20歳未満の子どもだけの世帯をいう。

出典：「国勢調査」

第2 金沢市ひとり親家庭等自立支援に関する調査

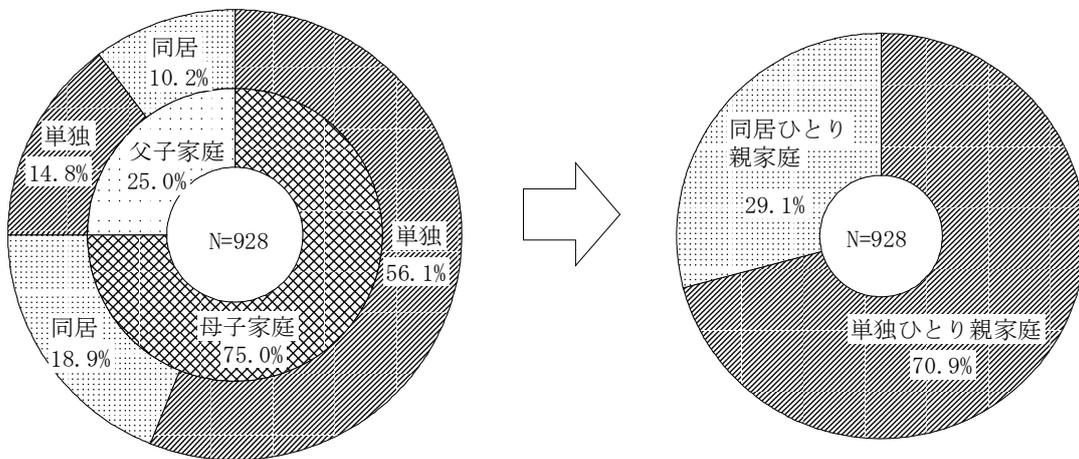
本項は、平成23年3月から4月にかけて実施した「金沢市ひとり親家庭等自立支援に関する調査報告書」から抽出したものです。詳しくお知りになりたい方は、上記報告書をご覧ください。なお、本項の調査結果の比率（％）は、一部を除いて無回答を除外して計算しています。

1 回答者の属性

(1) 単独ひとり親家庭と同居ひとり親家庭

調査対象となったひとり親家庭のなかには、母親または父親と子どもだけの家庭（以下「単独ひとり親家庭」といいます）と、母親または父親の親などとの同居家庭（以下「同居ひとり親家庭」といいます）があります。これを図表3-7でみると、単独ひとり親家庭が70.9％、同居ひとり親家庭が29.1％になります。なお、家族類型でいえば、単独ひとり親家庭は核家族世帯、同居ひとり親家庭の多くは三世帯世帯あるいは四世代世帯になります。

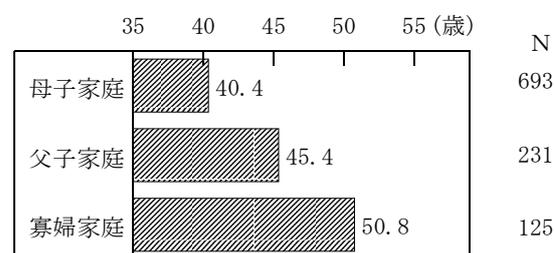
図表3-7 単独ひとり親家庭と同居ひとり親家庭



(2) 親の平均年齢

本市の平成20年の平均初婚年齢は、男性30.5歳、女性28.8歳と、1.7歳しか差がありませんが、母子家庭の母の平均年齢は40.4歳、父子家庭の父の平均年齢は45.4歳と、5.0歳の開きがあります。

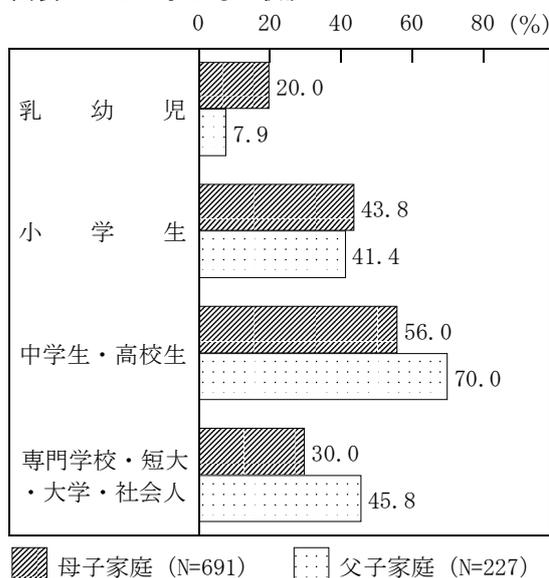
図表3-8 親の平均年齢



(3) 子どもの状況

図表3-9は、母子家庭および父子家庭の子どもの年齢、通学等の状況をみたものです。これにより、母子家庭より父子家庭のほうが、年齢の高い子どもがいることがわかります。

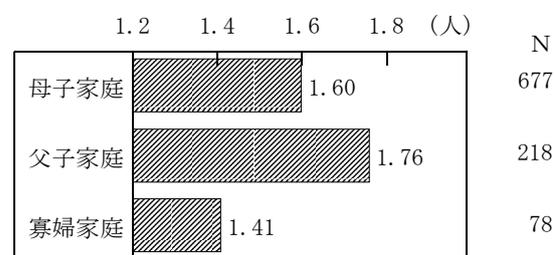
図表3-9 子どもの状況



(4) 同居の子どもの平均人数

同居の子どもの平均人数は、母子家庭が1.60人、父子家庭が1.76人、寡婦家庭が1.41人と、父子家庭が最も多くなっています。

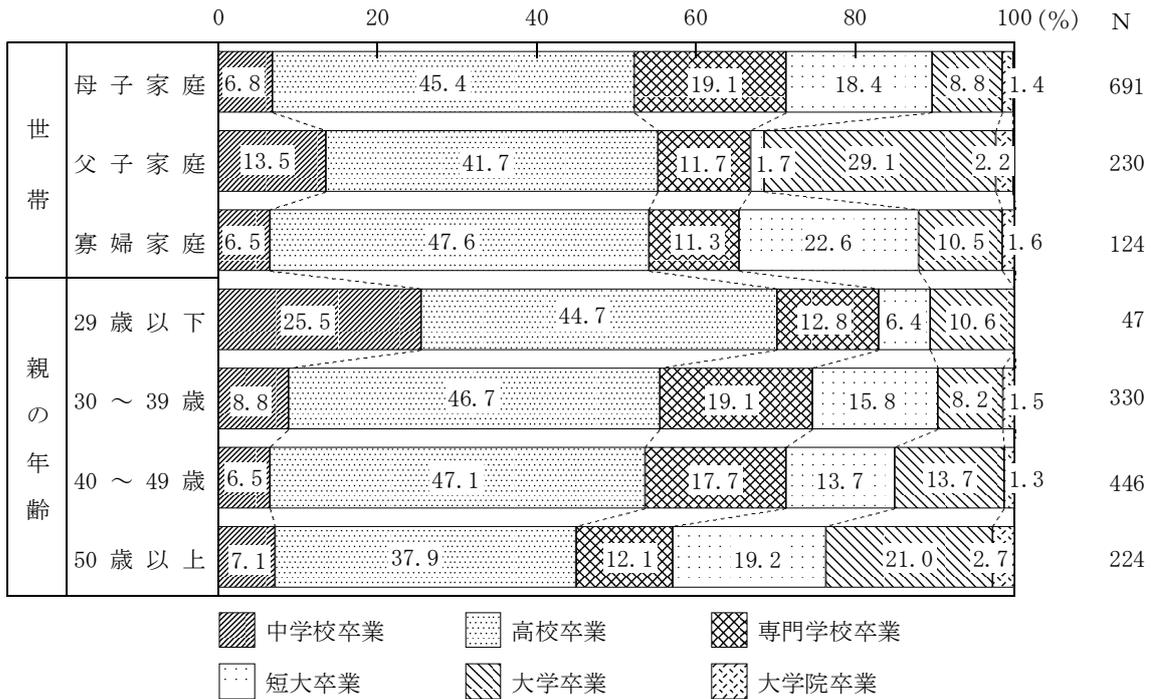
図表3-10 同居の子どもの平均人数



(5) 最終学歴

回答者の最終学歴をみると、母子家庭は「高校卒業」「専門学校卒業」「短大卒業」が、父子家庭は「中学校卒業」「大学卒業」が、寡婦家庭は「高校卒業」「短大卒業」が高くなっています。回答者の年齢別にみると、29歳以下の「中学校卒業」が他の年齢層より高くなっています。

図表3-11 最終学歴

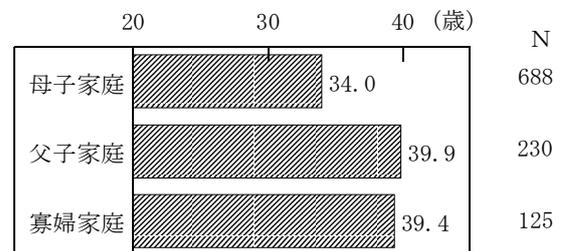


(注)「その他」という選択肢を除く。

(6) ひとり親家庭になった年齢

図表3-12は、ひとり親家庭になった平均年齢を世帯別にみたものです。父子家庭の39.9歳は、母子家庭の34.0歳より5.9歳高くなっています。

図表3-12 ひとり親になった平均年齢

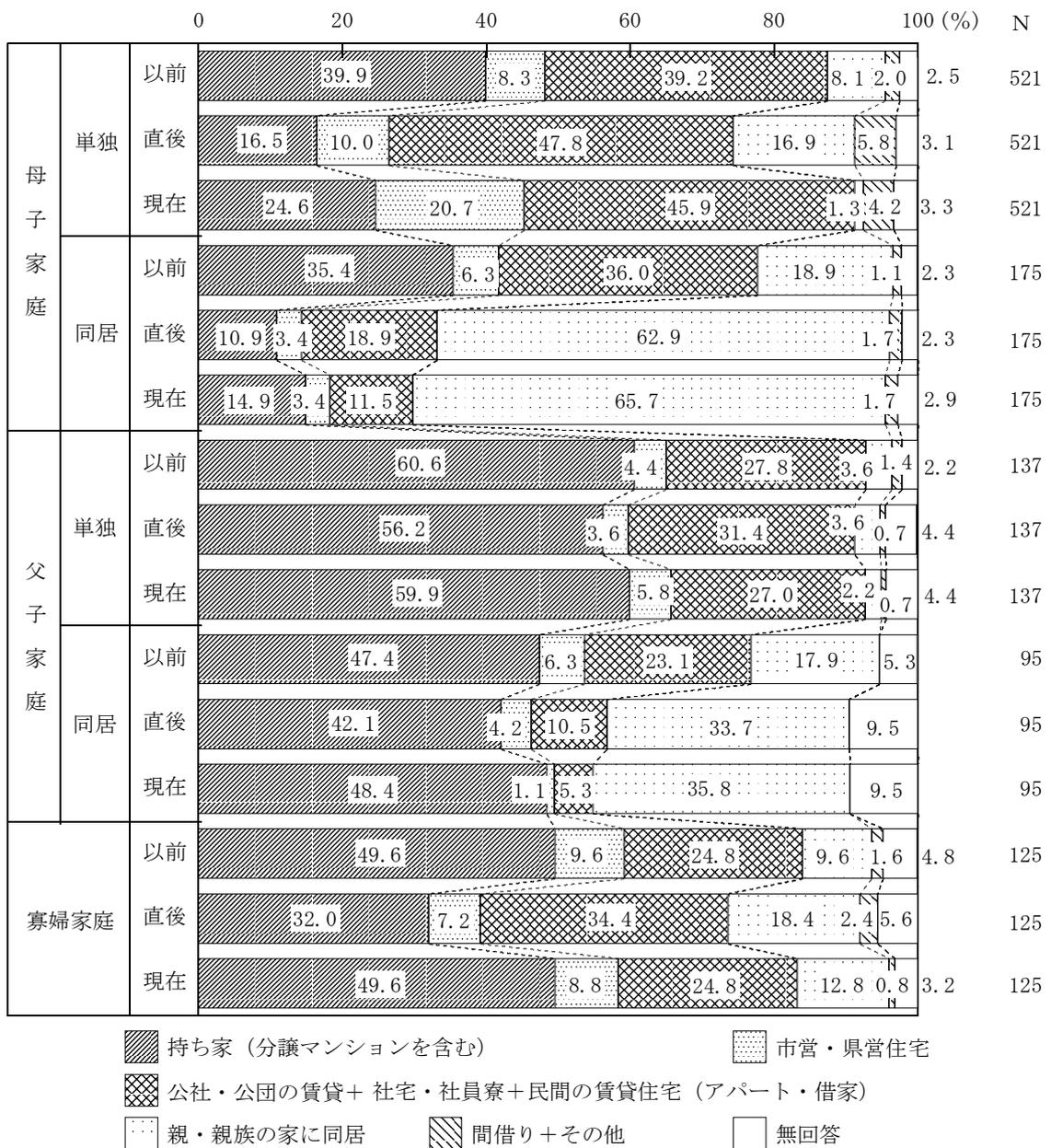


2 住宅の状況

(1) 住まいの変化

図表3-13は、ひとり親家庭になる前、ひとり親家庭になった直後および現在の住まいの変化をみたものです。単独母子家庭は、持ち家が低下し、市営・県営住宅が高くなっています。同居母子家庭は、持ち家および賃貸住宅が低下し、親・親族の家に同居が高くなっています。父子家庭は母子家庭ほどの変化がありません。単独母子家庭にとっては、公営住宅の果たしている役割が大きいですといえます。

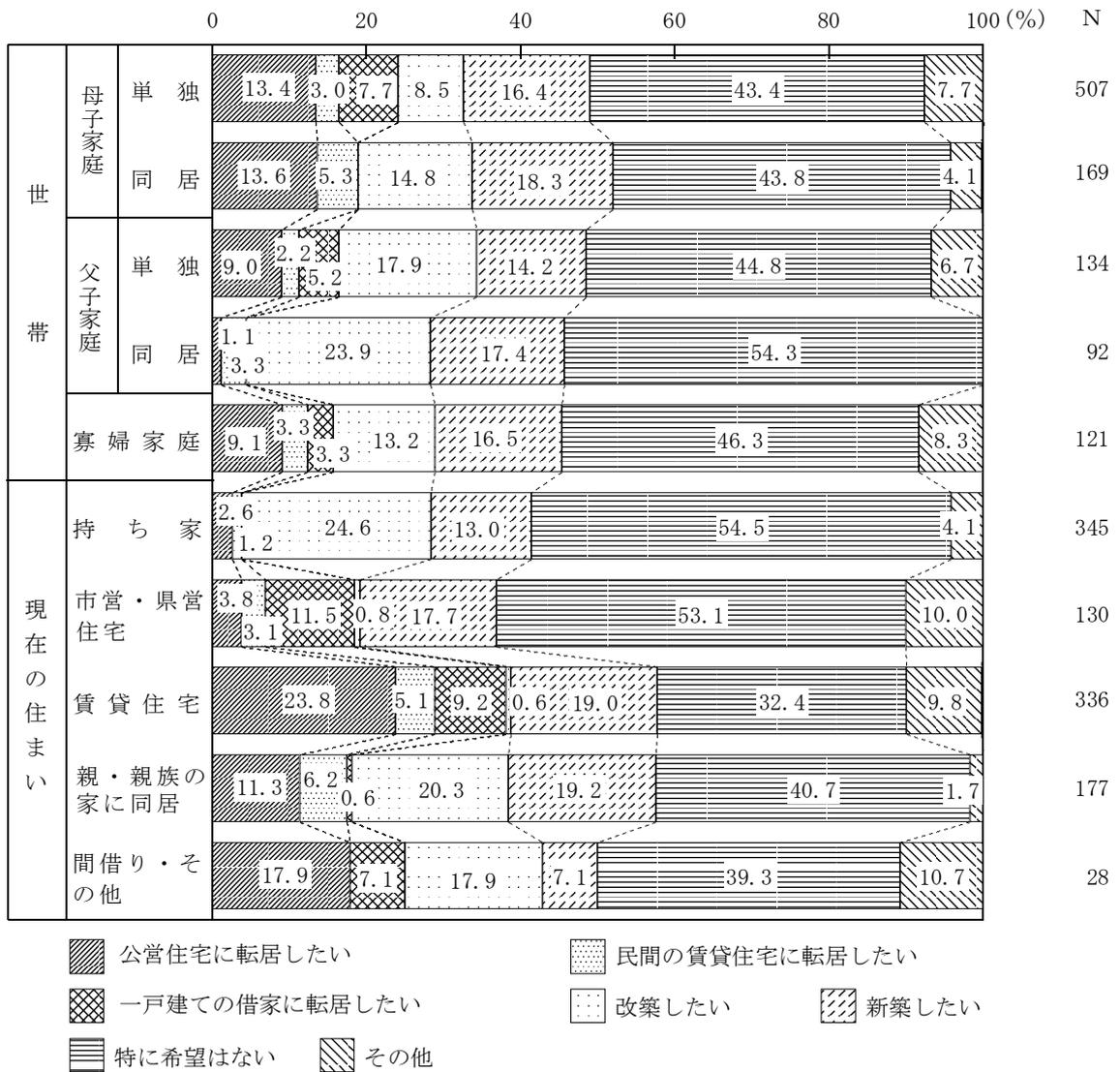
図表3-13 住まいの変化



(2) 住宅に関する希望

住宅に関する希望としては、「新築したい」「改築したい」「公営住宅に転居したい」の3項目が比較的高い率です。「特に希望はない」が高い率を占めていますが、これを現在の住まい別にみると、持ち家および市営・県営住宅に住んでいる人が50%を超えています。また、「公営住宅に転居したい」は、賃貸住宅が23.8%、間借り・その他が17.9%と高くなっています。

図表3-14 住宅に関する希望

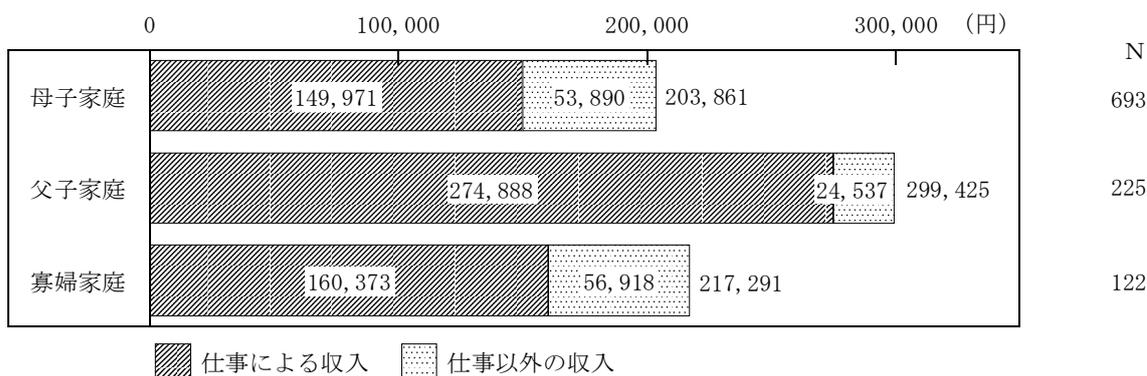


3 収入・支出の状況

(1) 1か月の収入

1か月の収入の平均は、父子家庭の299,425円が最も高く、寡婦家庭が217,291円、母子家庭が203,861円となっています。仕事による収入は、父子家庭の274,888円に対して母子家庭が父子家庭の半分強の149,971円となっています。逆に、児童扶養手当等の仕事以外の収入は、母子家庭・寡婦家庭が父子家庭の2倍以上です。

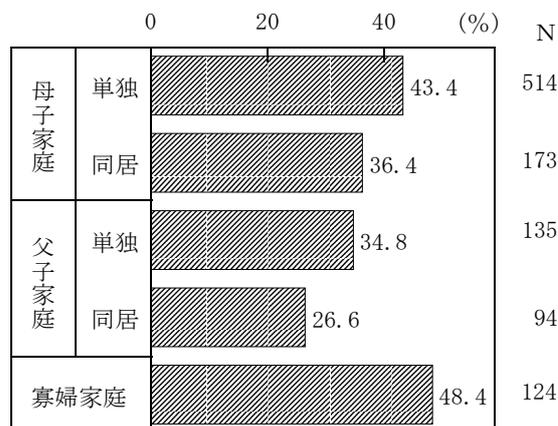
図表3-15 1か月の収入の平均



(2) 生活費と収入

図表3-16は、収入より生活費の方が多いと答えた率をあらわしています。収入より生活費のほうが多いと答えた率は、寡婦家庭が最も高く、次いで単独母子家庭となっています。

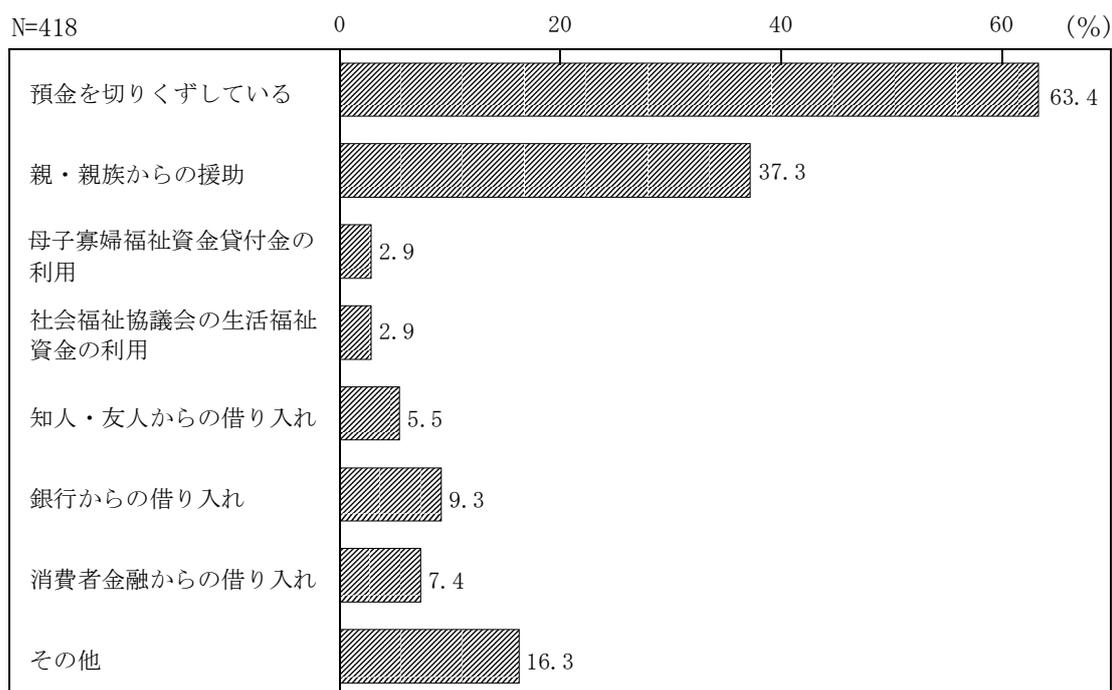
図表3-16 収入より生活費の方が多いと答えた率



(3) 不足している生活費の補てん方法

収入より「生活費の方が多い」と回答した人の生活費の補てんは、「預金を切りくずしている」(63.4%)が最も高く、次いで「親・親族からの援助」(37.3%)、「その他」(16.3%)となっており、他の項目は10%以下です。「消費者金融からの借り入れ」が7.4%(31人)ありますが、公的な「母子寡婦福祉資金貸付金の利用」「社会福祉協議会の生活福祉資金の利用」はともに2.9%(12人)にとどまっています。

図表3-17 不足している生活費の補てん方法(あてはまるものすべて)

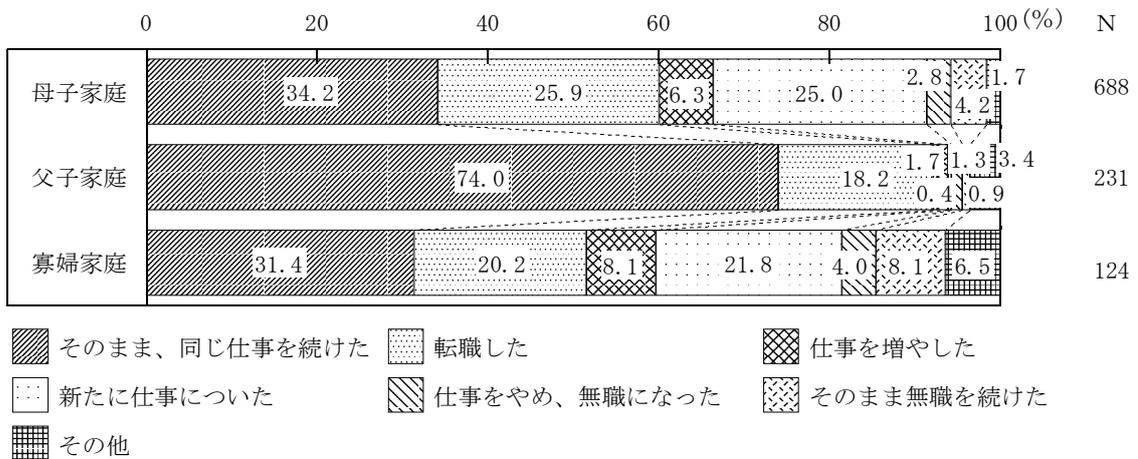


4 仕事の状況

(1) ひとり親家庭になったことによる仕事上の変化

「ひとり親家庭になる前となった後で、仕事上にどのような変化がありましたか」という設問に対して、父子家庭は「そのまま、同じ仕事を続けた」が74.0%ですが、母子家庭は34.2%しかなく、「転職した」(25.9%)、「新たに仕事についた」(25.0%)が高くなっています。

図表3-18 ひとり親家庭になったことによる仕事上の変化

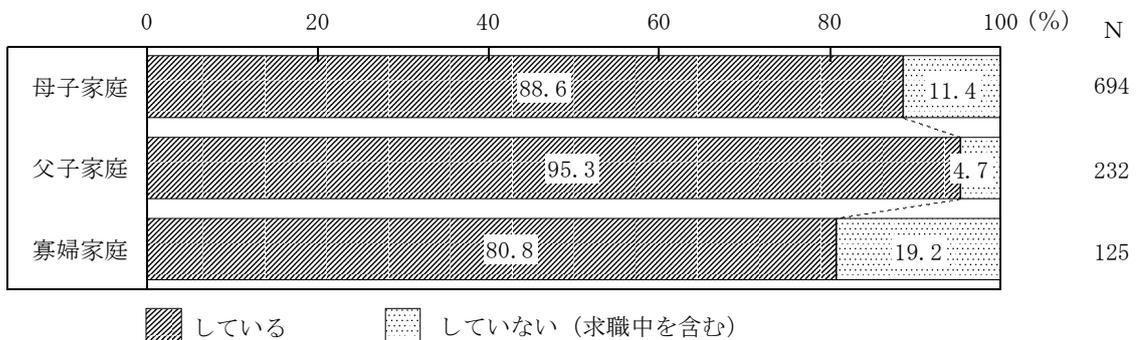


(2) 現在の仕事の状況

① 仕事をしているか

仕事を「している」のは、母子家庭が88.6%、父子家庭が95.3%、寡婦家庭が80.8%です。

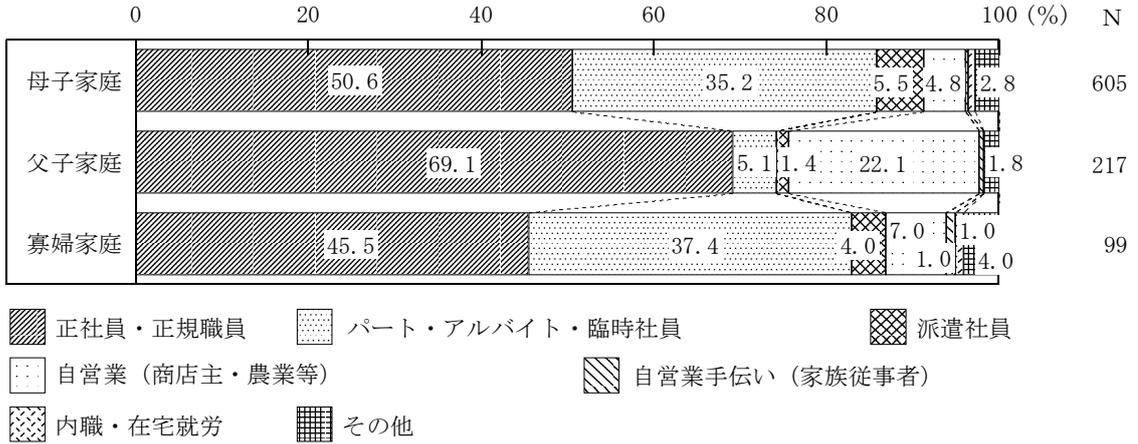
図表3-19 仕事をしているか



② 職業形態

仕事をしている人の職業形態は、母子家庭と寡婦家庭が「正社員・正規職員」と「パート・アルバイト・臨時社員」で80%以上を占めており、父子家庭が「正社員・正規職員」と「自営業（商店主・農業等）」で91.2%となっています。

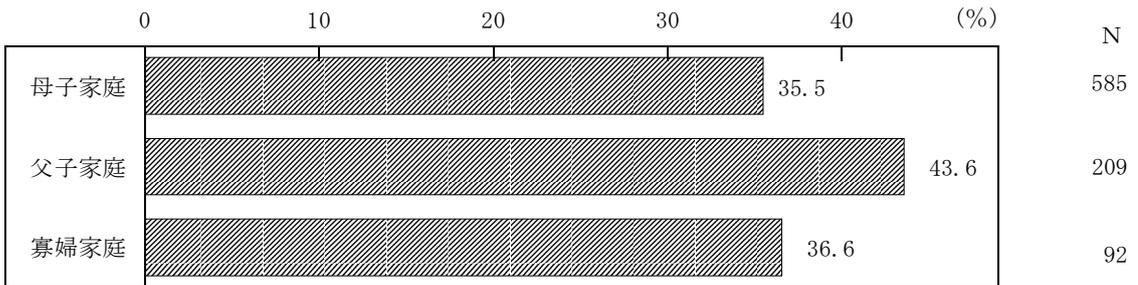
図表3-20 職業形態



③ 就労時間

就労している人の週平均の就労時間は、父子家庭が43.6時間、母子家庭が35.5時間、寡婦家庭が36.6時間です。母子家庭および寡婦家庭の就労時間数が少ないのは、パート・アルバイト・臨時職員の比率が高いためと考えられます。

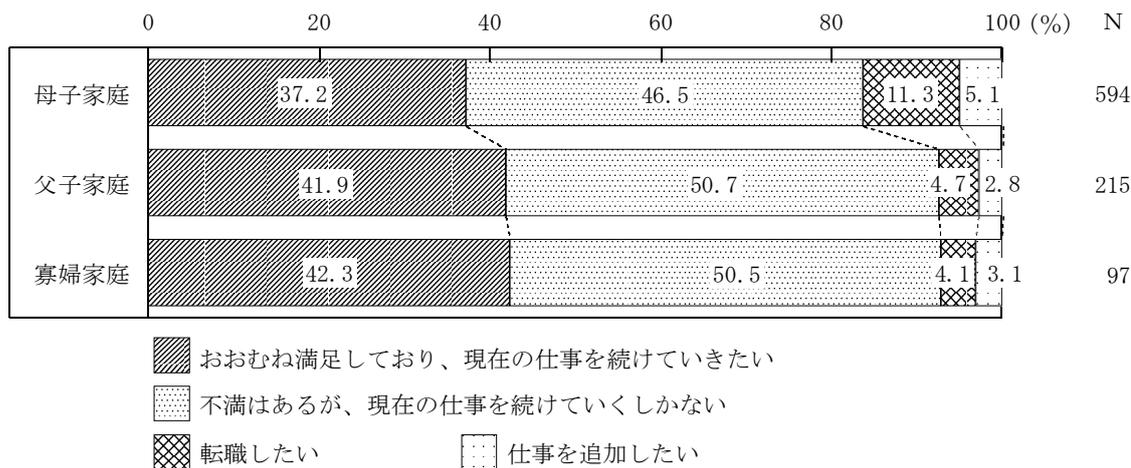
図表3-21 1週間の平均就労時間



④ 現在の仕事の評価

仕事をしている人の「現在の仕事について、あなたはどのように考えていますか」という設問に対して、「おおむね満足しており、現在の仕事を続けていきたい」と「不満はあるが、現在の仕事を続けていくしかない」の合計、つまり、現在の仕事を続けていくと答えている人が、母子家庭83.7%、父子家庭92.6%、寡婦家庭92.8%です。

図表3-22 現在の仕事をどのように考えているか



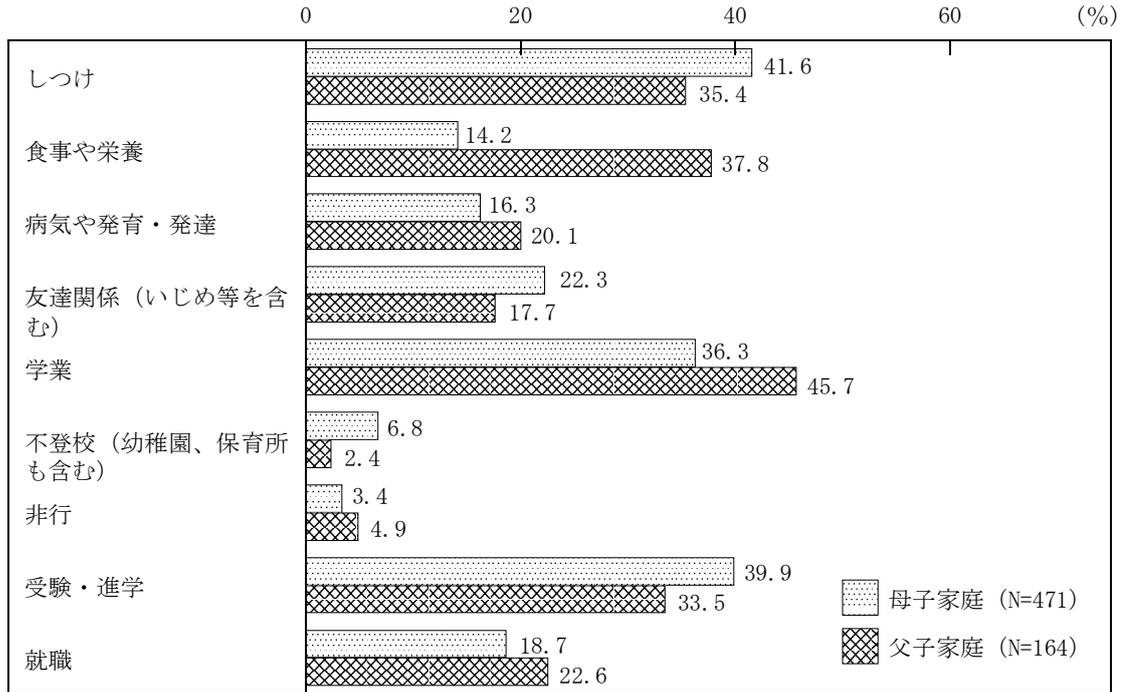
(注)「その他」という選択肢を除く。

5 子どもの状況

(1) 子どもについての心配ごとや悩み

子どもについての心配ごとや悩みの内容としては、母子家庭は父子家庭より「しつけ」「受験・進学」などが、父子家庭は母子家庭より「食事や栄養」「学業」などが高くなっています。

図表3-23 子どもについての心配ごとや悩み（3つまで）

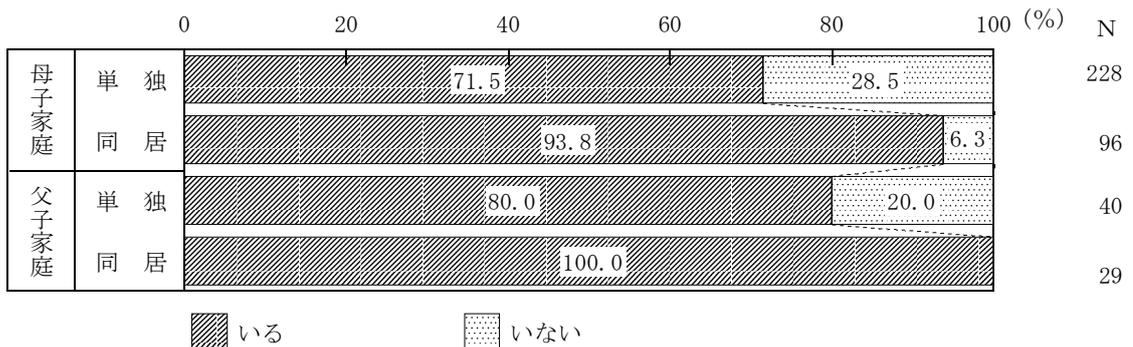


(注)「虐待」「その他」という選択肢を除く。

(2) 子どもの世話をしている人がいるか

乳幼児・小学生のいる家庭に対する乳幼児の日中、小学生の放課後に子どもの世話を中心となってしている人（または施設）はいますかという設問に「いない」と答えている率が高いのは、単独母子家庭と単独父子家庭です。

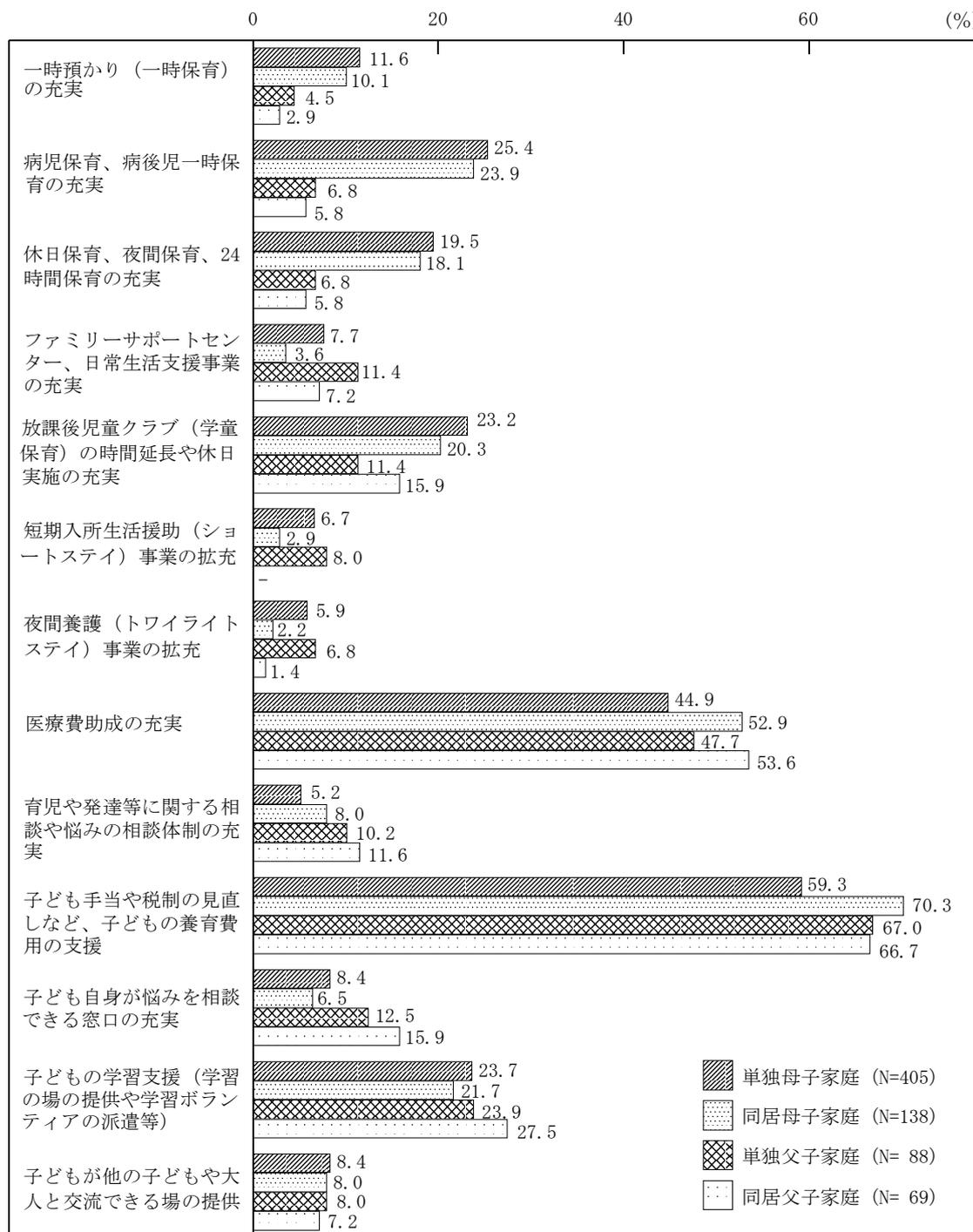
図表3-24 日中や放課後に子どもの世話をしている人がいるか



(3) 希望する子育て支援策

希望する子育て支援策としては、「子ども手当や税制の見直しなど、子どもの養育費用の支援」および「医療費助成の充実」の金銭給付的な2項目が高くなっています。「一時預かり（一時保育）の充実」「病児保育、病後児一時保育の充実」「休日保育、夜間保育、24時間保育の充実」「放課後児童クラブ（学童保育）の時間延長や休日実施の充実」などの保育サービスは、父子家庭より母子家庭が高くなっています。

図表3-25 希望する子育て支援策（あてはまるものすべて）



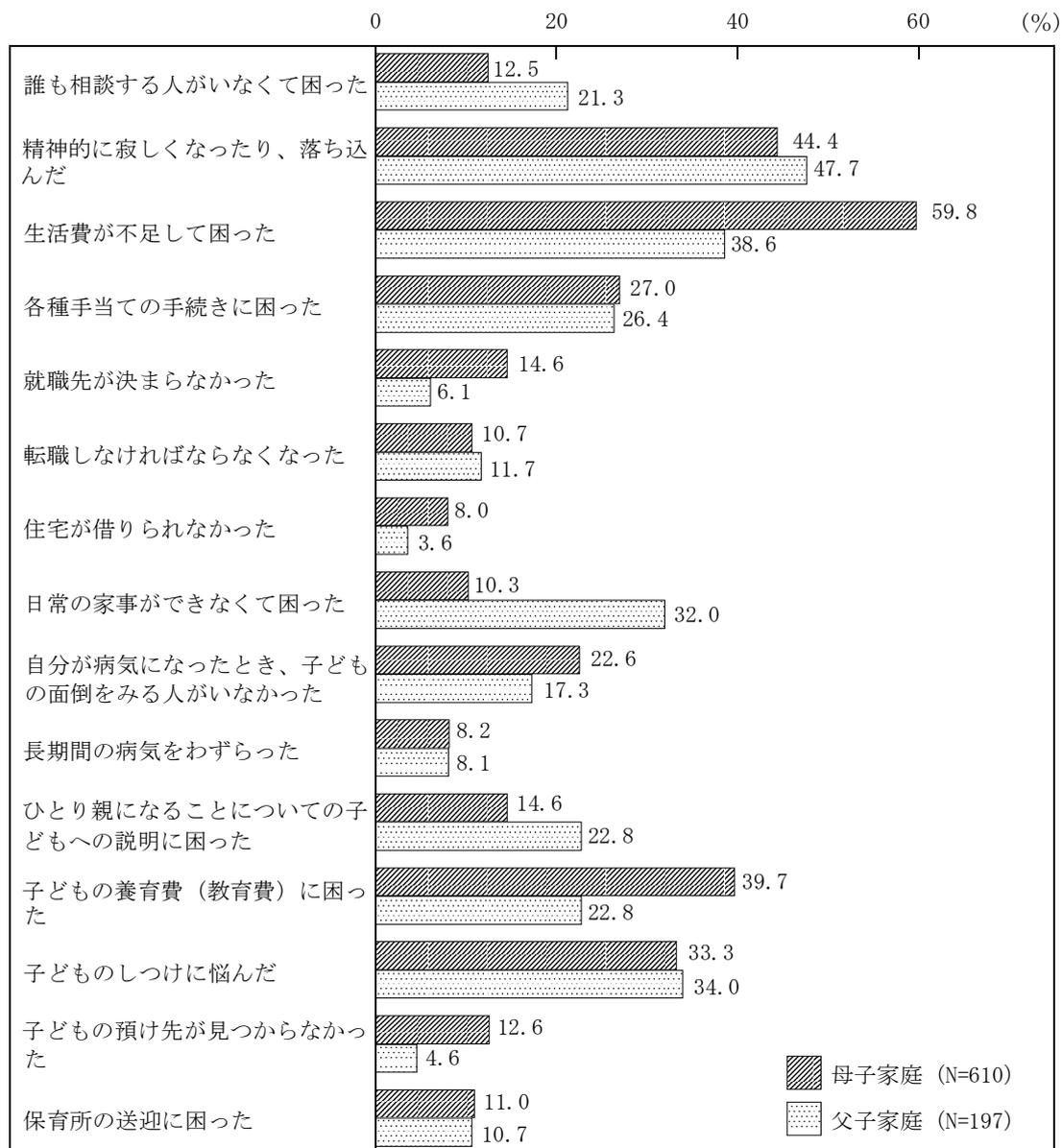
(注)「保育所の増設」「その他」という選択肢を除く。

6 相談・交流

(1) 困ったことや悩んだこと

ひとり親家庭になったときに、困ったことや悩んだことのある人の具体的なその内容として、母子家庭は父子家庭より「生活費が不足して困った」「就職先が決まらなかった」「子どもの養育費（教育費）に困った」「子どもの預け先が見つからなくて困った」などが、父子家庭は母子家庭より「誰も相談する人がいなくて困った」「炊事洗濯等の日常の家事ができなくて困った」「ひとり親になることについての子どもへの説明に困った」などが高くなっています。

図表3-26 困ったことや悩んだこと（あてはまるものすべて）



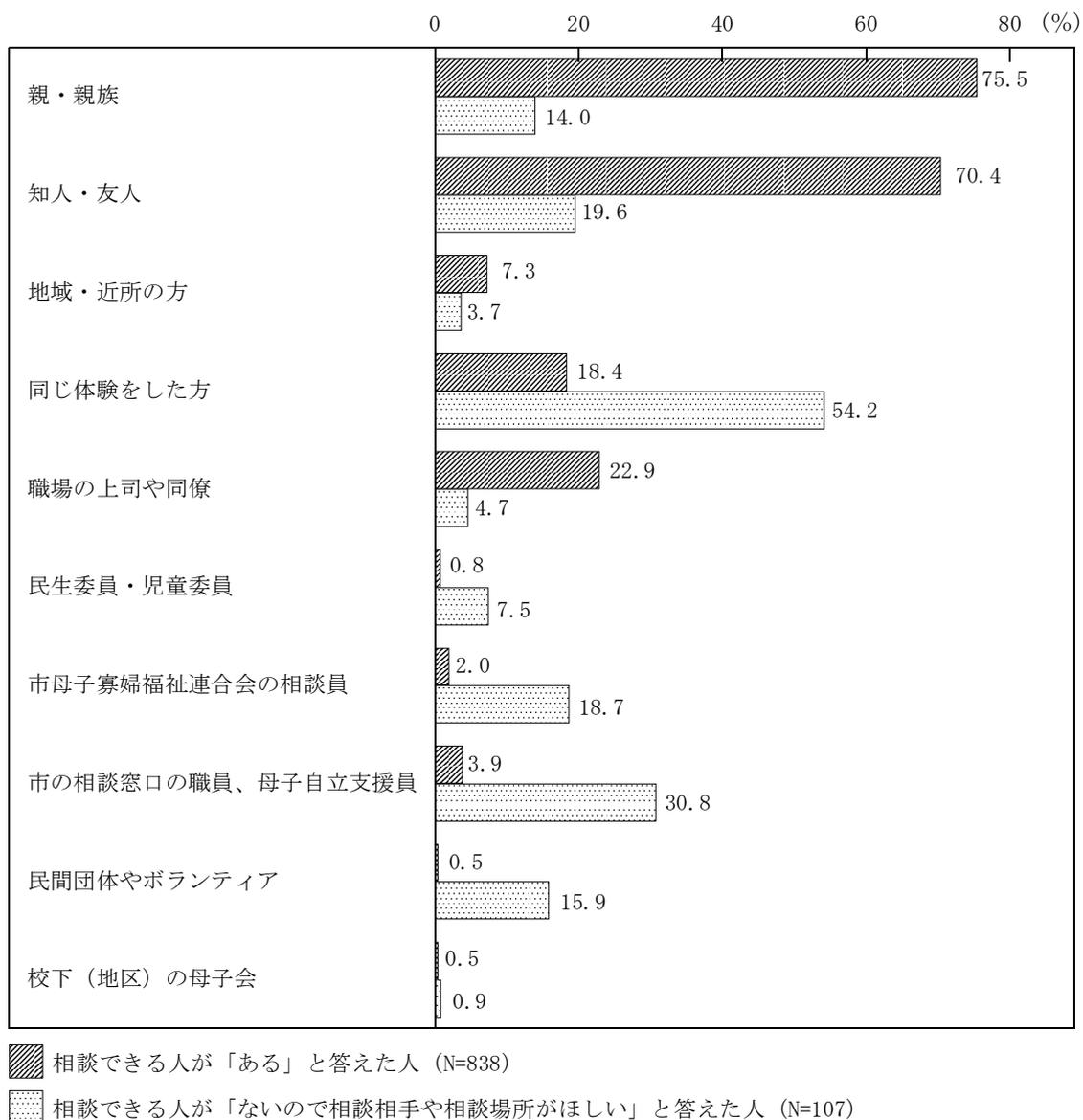
(注)「その他」という選択肢を除く。

(2) 相談できるあるいは相談したい人や場所

相談できる人が「ある」と回答した838人の相談できる人や場所は、「親・親族」(75.5%)と「知人・友人」(70.4%)が非常に高い率です。「民生委員・児童委員」(0.8%)、「市母子寡婦福祉連合会の相談員」(2.0%)および「市の相談窓口の職員、母子自立支援員」(3.9%)の公的相談機関は低率となっています。

一方、相談できる人が「ないので相談相手や相談場所がほしい」と回答した107人の相談したい人や場所は、「同じ体験をした方」(54.2%)が最も高く、次いで「市の相談窓口の職員、母子自立支援員」(30.8%)、「知人・友人」(19.6%)、「市母子寡婦福祉連合会の相談員」(18.7%)などとなっています。

図表3-27 相談できるあるいは相談したい人や場所（あてはまるものすべて）

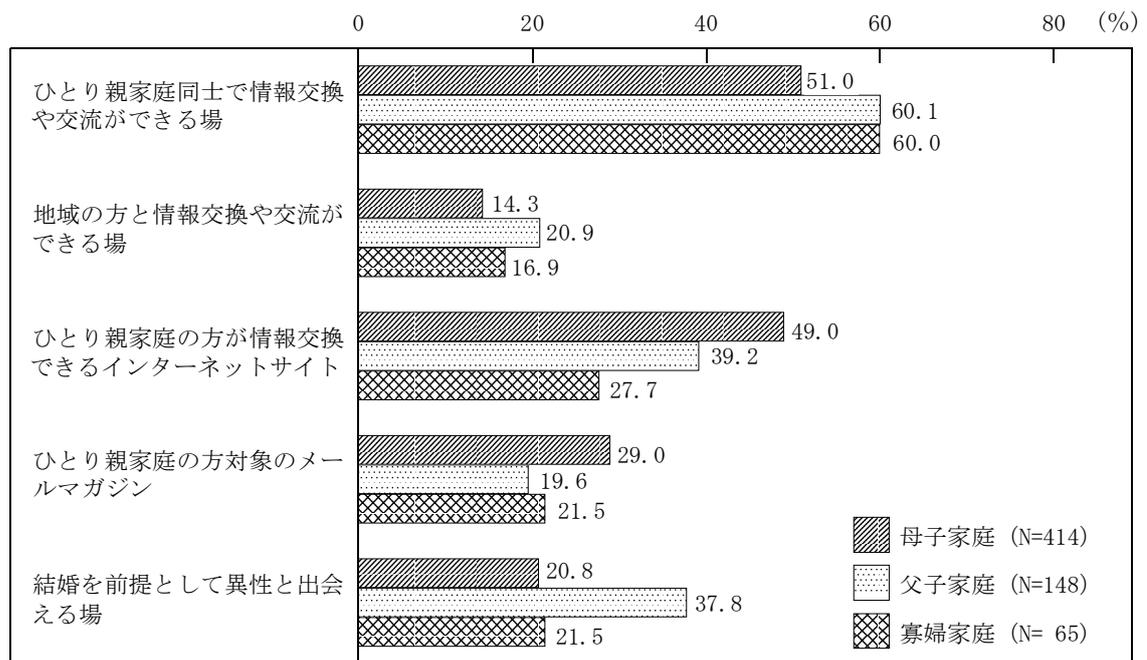


(注)「その他」という選択肢を除く。

(3) 必要な情報交換や交流の場

ひとり親家庭の人対象の情報交換や交流の場が「あるとよい」と答えた人のあるとよいと思われる場は、「ひとり親家庭同士で情報交換や交流ができる場」「ひとり親家庭の方が情報交換できるインターネットサイト」が高い率を示しています。今後の若いひとり親のためには、インターネット利用の情報提供、情報交換が有効になってくると考えられます。

図表3-28 必要な情報交換や交流の場（あてはまるものすべて）



(注)「その他」という選択肢を除く。

7 意見・要望

調査票の自由意見欄には、多くの意見や要望等が記入してありました。特に多かったのは、児童扶養手当、子ども手当、医療費助成、教育支援などの経済的支援、保育・学校、就業支援などです。図表3-29は、家庭別の意見・要望数です。1人あたり件数をみると、母子家庭が他よりかなり多くなっています。やはり、母子家庭のほうが、生活する上で困っていることが多いのではないかと推察されます。

図表3-29 意見・要望数

区分	件数	1人あたり件数
母子家庭	719件	1.03件
父子家庭	144	0.62
寡婦家庭	79	0.63
合計	942	0.87

(注) 1人あたり件数=件数÷回答者数

図表3-30は、各意見・要望を細分化したものです。

図表3-30 意見・要望の分類

1 母子家庭			
内 容	件数	内 容	件数
(1) 就業支援	111	・義務教育期間中の支援	4
① 就業支援	74	・塾や習い事の支援の充実	3
・資格取得支援の充実	24	・その他	4
・ひとり親雇用促進制度の充実	12	② 児童扶養手当	71
・正社員に就きたいが困難	11	・所得制限の見直し	32
・就職先がない	6	・手当額の増額	12
・求職の際に母子を優先してほしい	2	・対象年齢の引き上げ	9
・就業支援制度の充実	2	・手当の支給は間隔があきすぎる	5
・その他	17	・現況届の手続きの見直し	3
② 就労先の理解・協力	37	・遺族給付との併給禁止の見直し	3
・ひとり親就労を企業に理解してほしい	29	・養育費加算の見直し	1
・就業形態のシステムの充実	6	・その他	6
・その他	2	③ 医療費助成	36
(2) 子育て・生活支援	189	・無料を希望	11
① 保育	85	・児童扶養手当が支給停止でも医療費助成は必要	8
・病児保育の充実	23	・償還払いではなく直接払いに	7
・休日保育の充実	17	・助成対象年齢の引き上げ	5
・学童保育の充実	13	・その他	5
・一時保育全般の充実	9	④ 母子寡婦福祉資金貸付金	13
・保育園の充実	8	・保証人の撤廃	5
・保育料に関しての要望	8	・種類を増やしてほしい	3
・延長保育の充実	2	・制限の緩和	2
・保育所の充実	2	・その他	3
・夜間保育の充実	1	⑤ 子ども手当	11
・24時間保育の充実	1	・手当の継続	5
・ショートステイの充実	1	・支給対象年齢の引き上げ	2
② 子育てと仕事のバランス	46	・所得制限の導入	2
③ 住宅	18	・その他	2
・公営住宅に優先入居の充実	11	⑥ 高等職業訓練促進給付金	4
・他の住宅支援制度の充実	6	・効果があった	2
・その他	1	・継続を希望	1
④ 地域の支援	14	・制度が周知されればいい	1
⑤ 学校	11	⑦ 税制等の支援制度の見直し	6
⑥ 家族の協力	10	(4) 養育費	6
⑦ 日常生活支援	5	(5) 相談・情報提供	59
(3) 経済的支援	224	① 広報・周知	32
① 教育支援	83	・もっと周知してほしい	21
・大学進学支援の充実	39	・制度をわかりやすくしてほしい	2
・高校授業料等の支援の充実	33	・その他	9

1 母子家庭			
内 容	件数	内 容	件数
② 相談体制	16	・その他	41
③ 情報交換	8	② 社会に対する意見・要望	17
④ ふれあい（異性との）	3	③ 行政に対する意見・要望	11
(6) その他	130	④ 行政に対する不満等	9
① その他支援制度の見直し	69	⑤ 前向きな意見	9
・子育て支援の充実	25	⑥ 将来に対する不安	9
・ひとり親家庭と両親がいる家庭との格差是正	3	⑦ アンケート	6
2 父子家庭			
(1) 就業支援	15	③ 税制等の支援制度の見直し	4
① 就労先の理解・協力	8	④ 医療費助成	1
② 就業支援	7	⑤ 子ども手当	1
(2) 子育て・生活支援	32	(4) 相談・情報提供	18
① 子育てと仕事のバランス	17	① 広報・周知	10
② 保育	6	② 相談体制	6
③ 家族の協力	4	③ ふれあい（異性との）	2
④ 地域の支援	2	(5) その他	58
⑤ 学校	2	① その他支援制度の見直し	17
⑥ 日常生活支援	1	② 父子家庭への支援の充実	13
(3) 経済的支援	21	③ 社会に対する意見・要望	8
① 児童扶養手当	11	④ 行政に対する不満等	3
・所得制限の見直し	8	⑤ 行政に対する意見・要望	7
・手当額の増額	1	⑥ 国・市に対する意見	3
・その他	2	⑦ アンケート	7
② 教育支援	4		
3 寡 婦			
(1) 就業支援	11	② 教育支援	6
① 就業支援	7	③ 医療費助成	1
② 就労先の理解・協力	4	(4) 相談・情報提供	8
(2) 子育て・生活支援	30	① 広報・周知	6
① 子育てと仕事のバランス	10	② 相談体制	2
② 保育	7	(5) その他	16
③ 家族の協力	6	① その他支援制度の見直し	4
④ 地域の支援	4	② その他	12
⑤ 住宅	3		
(3) 経済的支援	14		
① 児童扶養手当	7		

8 まとめ

(1) 就業に関する課題

① 資格取得支援制度の周知

資格取得支援の充実などの希望がある一方で、自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進給付金といった資格取得支援制度を知らないとする割合が「名前だけ知っている」を合わせると8割を超えていました。資格取得支援の見直しおよび情報を必要としている人に制度の周知が行き渡るよう、情報提供に工夫が必要です。

② 雇用側への啓発

母子家庭の正規職員の割合は約5割と父子家庭の約7割に比べ低い数値となっています。母子家庭は就業経験が少ないことや子どもを抱えているため就業時間に制約があるなど、正規職員としての雇用について厳しい状況にあります。このため、仕事による1か月の平均収入は、母子家庭が149,971円であり、父子家庭の274,888円と大きな差があります。アンケートの自由意見では、母子家庭から「正規雇用での就労機会の拡充」や「ひとり親家庭に対する雇用側の配慮」といった雇用側への啓発の希望が高くなっており、その対応が求められています。本市としては、ひとり親雇用促進制度を充実させる一方で、雇用側に制度を活用させる働きかけを行うことが求められています。

③ ハローワークなどの関係機関との連携強化

企業等への母子家庭の雇用推進を働きかける一方で、資格取得支援制度の充実を図りながら、ハローワークなどの関係機関と連携を強化し、就業支援を進める必要があります。特に、離婚直後の若年層で就業経験が少ない人や転職希望の人たちに対しては、自立支援プログラム策定事業と絡め、条件に合う仕事の斡旋、仕事に必要な知識の情報提供や資格取得の支援・情報提供などにより、できるだけ早期に雇用されるよう努めることが肝要です。

(2) 子育て・生活支援に関する課題

① 一時預かりの充実

希望する子育て支援策では、「一時預かり（一時保育）の充実」「病児保育、病後児

一時保育の充実」「休日保育、夜間保育、24時間保育の充実」などの一時的な保育サービスの希望が高くなっています。アンケートの自由意見では、利用に際しての時間制限や費用負担の面で利用しづらいなどの意見がありました。子どもの預け先が比較的少ない単独母子家庭、単独父子家庭にとっては、就労を続けていくうえで子どもの一時的預かりは重要であり、一時預かり制度の充実が求められています。子どもの一時預かりは、ひとり親家庭の子どもだけではなく、子ども全体の支援の底上げが必要であり、行政および地域での社会的サポート体制の確立も求められています。

② 精神的サポート体制の確立

子どもに関する悩みとして、母子家庭および父子家庭の約4割が、「子どものしつけ」や「学業・受験・進学」と答え、ひとり親により母または父の役割を埋めるべく悩んでいる親の姿を垣間見ることができます。さらに、自由意見では、「子育てと仕事の両立」いわゆる「ワークライフバランス」に関しての悩みが多く寄せられました。親が働いているため、親子の団らんの機会を持つことが少なく、親と子どもが様々な悩みを抱えていることが推測されます。そういった親と子どもを精神的にサポートする体制が求められています。

③ 公営住宅の優先入居の充実

単独母子家庭、単独父子家庭にとって公営住宅の果たしている役割は大きく、アンケートの自由意見では、公営住宅の優先入居の充実などを望む意見がありました。今後も優先入居制度の充実が求められています。

(3) 経済的状況に関する課題

① 収入より生活費が多いと答えた割合が単独母子家庭で約4割、単独父子家庭は約3割

収入より生活費の方が多いと答えた割合は、単独母子家庭は約4割、単独父子家庭は約3割となっており、単独母子家庭および単独父子家庭への支援が求められています。希望する子育て支援策として「子ども手当や税制の見直しなど、子どもの養育費用の支援」および「医療費助成の充実」の金銭給付的な2項目が高くなっています。また、自由意見では、母子家庭、父子家庭ともに「児童扶養手当等の経済的支援の充実」「教育支援の充実」および「医療費助成の充実」に関しての要望が多く寄せられました。

② 教育支援の充実

子どもの教育については、高校生・大学生の経済的支援に関する意見が多く寄せられました。自由意見では、「向学心のある子が金銭面で進学をあきらめないといけな
いのはつらい」といった意見が寄せられ、貧困の連鎖を断ち切るためにも教育に関する支援の必要性が求められています。

(4) 養育費確保に関する課題

ひとり親家庭になった当時の困ったことや悩んだことでは、母子家庭、父子家庭ともに「子どもの養育費に困った」という割合が高く、また、希望する子育て支援策でも「子どもの養育費用の支援」の割合が高くなっています。このため、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるように、養育費の相談体制の充実を図るとともに養育費に関する広報啓発活動を推進する必要があります。

(5) 相談・情報提供に関する課題

① ひとり親家庭の孤立化

ひとり親家庭になった当時の困ったことや悩んだことでは、母子家庭、父子家庭ともに、「精神的に寂しくなったり、落ち込んだ」という割合が高くなっており、さらに「相談相手がない」という割合は、単独母子家庭が約1割、単独父子家庭が約2割あり、精神的に寂しくなったり、落ち込んだりしているのに相談相手がないといった「ひとり親家庭の孤立化」を垣間見ることができます。

② インターネット利用の情報提供、情報交換が有効

「相談できる人がいないので相談相手や相談場所がほしい」と回答した人の相談したい人や場所は、「同じ体験をした方」(54.2%)が最も高く、次いで「市の相談窓口の職員、母子自立支援員」(30.8%)、「知人・友人」(19.6%)、「市母子寡婦福祉連合会の相談員」(18.7%)などとなっています。

ひとり親家庭対象の情報交換や交流の場が「あるとよい」と答えた人は59.2%で、「あるとよい」と思われる場は「ひとり親家庭同士で情報交換や交流ができる場」「ひとり親家庭の方が情報交換できるインターネットサイト」が高い率を示しています。今後の若いひとり親のためには、インターネット利用の情報提供、情報交換が有効になってくると考えられます。

③ 相談員の専門性の持続と向上

一方、「市の相談窓口の職員、母子自立支援員」と「市母子寡婦福祉連合会の相談員」を合わせた公的な機関の相談を希望している割合も約50%となり、両機関の相談員が期待に応えることができるよう、その専門性の持続と向上が求められています。

④ 制度の周知の強化

サービス等の周知については、児童扶養手当およびひとり親家庭等医療費助成以外の支援制度や機関の認知度は低くなっています。支援制度や機関の中には、給付・利用対象が制限されているため認知度が低くなっているものもあると考えられますが、給付・利用対象であっても、その支援制度等を知らなければ利用することができません。電子メールなどのインターネット媒体を利用し、これら支援制度等の情報提供の強化に努める必要があります。特に、金沢市母子寡婦福祉連合会では会員数の減少が喫緊の課題となっており、インターネット等の利用を導入するなどの検討が必要と思われれます。

(6) 父子家庭に関する課題

① 資格取得支援など母子家庭と同様な支援

現在パソコン講習会などの国庫補助による就業支援事業を実施していますが、父子家庭が対象となっていない事業があり、支援のあり方を検討する必要があります。

② 気軽に利用できる相談体制

アンケートの自由意見では、父子家庭も相談が可能な窓口の名称に父子の文字がなく、母子のみと勘違いされるものがあることが指摘されています。このような現状では「気軽に利用できる相談体制」とは言えず、市または関係団体の早急な「気軽に利用できる相談体制づくり」が求められています。平成22年8月より児童扶養手当の対象が父子家庭にも拡大されました。これを機に、父子家庭への支援のあり方および制度の周知のあり方などを再検討することが必要です。

第 4 章

計 画

第1 基本目標

ひとり親家庭等が自立し、安心して子育てができ
いきいきと暮らせる環境づくり

母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭は、就業、子育て、家事等をひとりで担わなければならない、その精神的、肉体的負担は大きいものとなっています。この負担は、単独ひとり親家庭の場合に顕著です。

さらに、近年は雇用形態の変化や経済情勢を背景として、ひとり親家庭や寡婦を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。

このようなひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえ、ひとり親家庭および寡婦に対する総合的な事業を展開することにより、ひとり親家庭等の生活全般の自立をはかり、安心して子育てができ、いきいきと暮らせる環境づくりを推進します。

第2 施策の基本的な方向

この計画においては、将来にわたりひとり親家庭等がいきいきと、安定した生活を送ることができるようこれまで中心的に行われてきた経済的支援を継承しつつも、就業支援を拡充し、また、それにとどまらないさまざまな社会的支援を組み合わせた取り組みを展開します。特に、ひとり親の多くが、子育てや家事と仕事を両立するうえで直面している困難を解消するために、子育てや生活面での様々なサービスの展開を推進します。

1 就業支援の充実

ひとり親家庭等、とりわけ母子家庭の母の職業自立のため、就業相談から職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等を実施するなど、一貫した就業支援サービスを提供する体制の整備を促進します。また、母子家庭の母等が働きやすい職場環境の構築を推進していきます。

2 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭が、安心して子育てと仕事の両立ができるよう、多様な子育て支援制度の活用、市営住宅の積極的な活用などを通して、支援体制の整備を推進します。また、子どもの学習支援など、ひとり親家庭の子育てを社会全体で支えていく仕組みのあり方を研究し、その実施に努めます。

3 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の経済面での支援を促進するために、母子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等について積極的に情報提供を行い、適切な貸付・給付事務の実施に努めます。

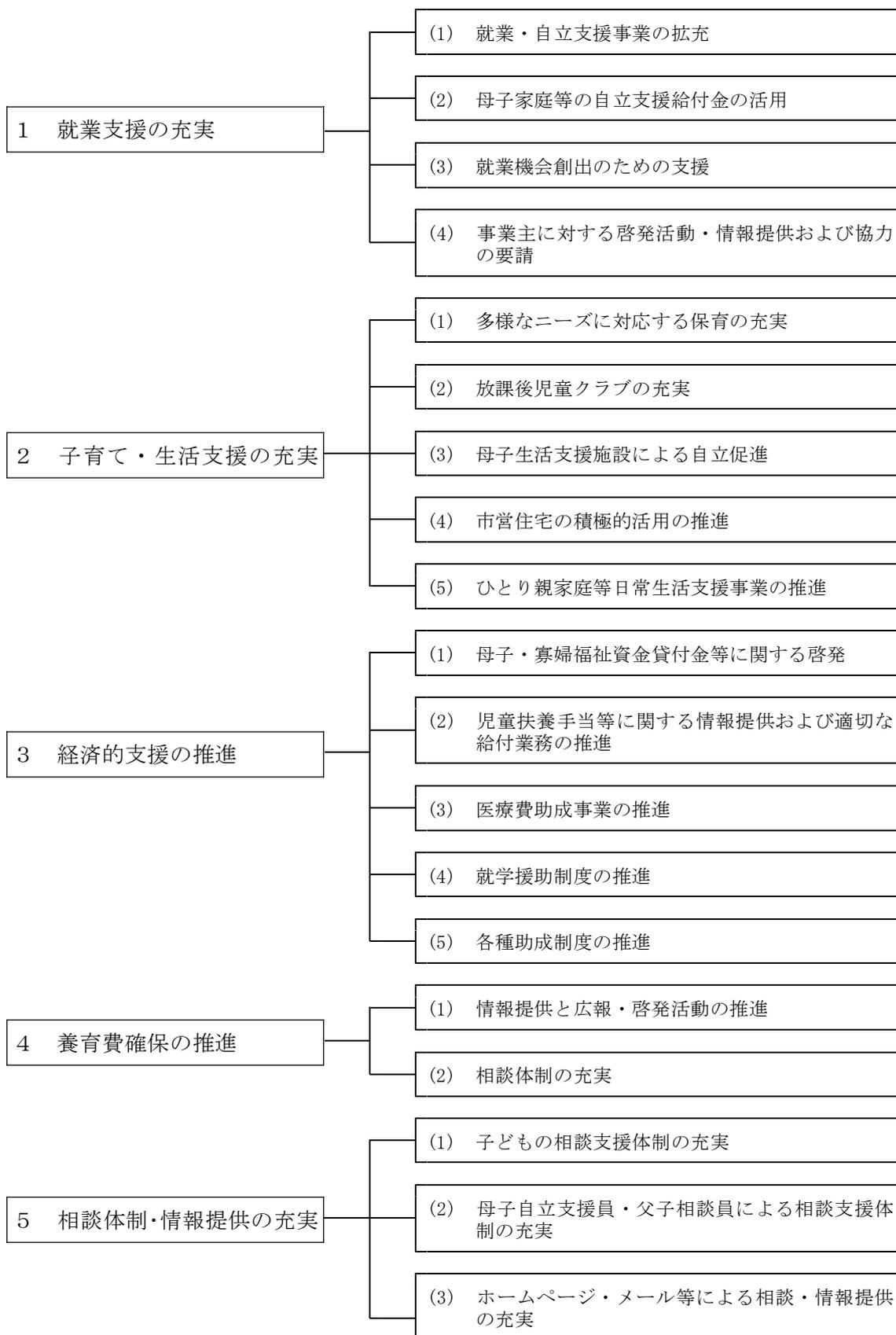
4 養育費確保の推進

ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるよう、養育費についての取り決めの促進、養育費支払いについての社会的気運の醸成、相談体制・情報提供の充実等、養育費確保面での支援体制の整備を促進します。

5 相談体制・情報提供の充実

ひとり親家庭等の抱える様々な悩みや課題にきめ細やかに対応できるよう、ひとり親の当事者の声を聞きつつ、総合的な相談体制の整備に努めます。また、ホームページや電子メールを利用した相談の仕組みを構築するなどして、広報・情報提供の充実を図ると同時に、同じ境遇の人々が集い、つながり、互いに助け合える場の形成に努めます。

第3 施策の体系



第4 施策の展開

<p>表中の「計画」欄の「継続」「拡充」「新規」「検討」の意味は、次のとおりです。</p> <p>継続＝現行の制度・事業を継続して、必要に応じて改善を行うもの</p> <p>拡充＝現行の制度・事業を継続して、量的あるいは質的に向上させるもの、または量的にも質的にも向上させるもの</p> <p>新規＝新たに設置、実施するもの</p> <p>検討＝計画年次の中で検討や研究を行い、実施・設置時期等については未定のもの</p>

1 就業支援の充実

(1) 就業・自立支援事業の拡充

【就業相談】

事業名	内容	計画	母	父	寡
就業相談・情報提供	就業等に関する相談やハローワーク等と連携した情報提供（金沢市母子寡婦福祉連合会のホームページの活用など）を推進するなど、ひとり親家庭等の就労・自立を支援します。	拡充	○	○	○

【就業講習会等の開催】

事業名	内容	計画	母	父	寡
就業支援講習会（就職に有利な技能修得講習会）	就業に結びつく可能性の高い技能・資格等を習得するための技能習得講習会を開催します（父子家庭を対象に追加）。	拡充	○	○	○
就職準備・離転職セミナー	就業経験がない人、就業に不安感をもつ人等を対象にした就職、転職に関する基礎的知識の習得と不安を解消します（父子家庭を対象に追加）。	拡充	○	○	○
託児サービス	講習会・セミナーを受講している間、ひとり親家庭の子どもを預かる託児サービスを実施します（父子家庭を対象に追加）。	拡充	○	○	—

(2) 母子家庭等の自立支援給付金の活用

事業名	内 容	計画	母	父	寡
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母の就業促進と自立支援を目的として、就職に必要な職業資格を取得するために教育施設に入学し、その課程（厚生労働大臣が指定する教育訓練給付対象講座）を修了した人に対して、給付金（受講料の一部）を交付します。	継続	○	—	—
高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母で経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）を取得するために2年以上養成機関で修学する場合であって、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、一定期間、給付金を交付します。	継続	○	—	—

(3) 就業機会創出のための支援

事業名	内 容	計画	母	父	寡
自立支援プログラム策定事業（「福祉から就労」支援事業）	自立支援プログラム策定員を配置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じるとともに、自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就業支援を実施します（平成23年度から父子家庭を対象に追加）。	拡充	○	○	—
市での雇用の促進（市役所トライアル雇用）	就労経験が浅い離婚直後のひとり親家庭の母を市が臨時雇用し、就労経験を積むことにより、就労・自立を促進します。	検討	○	—	—
通信制高等学校卒業資格取得の支援	最終学歴が中学卒の人の就業機会創出の一助とするため、通信制高等学校卒業資格取得を支援します。	検討	○	○	—

(4) 事業主に対する啓発活動・情報提供および協力の要請

【就業促進活動】

事業名	内容	計画	母	父	寡
安定雇用促進奨励金	国のトライアル雇用事業を活用し「試行雇用奨励金」の支給対象とされた人のうち、母子家庭の母等をトライアル雇用終了後も引き続き常用雇用した事業主に対して支給します。	継続	○	—	○
母子家庭の母等雇用奨励金	国の助成金（特定求職者雇用開発助成金）の支給対象とされた人のうち、母子家庭の母等を国の支給対象期間の満了後も引き続き雇用している事業主に対して支給します。	継続	○	—	—
母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰	母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など、母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰します。	継続	○	—	—

【雇用環境の整備】

事業名	内容	計画	母	父	寡
子育てに優しい企業認証制度	仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「子育てに優しい企業」として認証します。	継続	○	○	—
子育てに優しい企業利子補給金	一般事業主行動計画を策定・届出した企業および本市の「子育てにやさしい企業」に対して、金沢市中小企業金融制度の支払利子の一部を助成します。	継続	○	○	—
子育てにやさしい事業所等保育環境整備助成金	10人未満の児童を受け入れる事業所内保育施設を整備する事業主に対して、施設改修費および運営費の一部を助成します。	継続	○	○	—
有給休暇前倒し付与の環境づくり推進	雇用主が、入社後6か月を待つことなく、有給休暇10日間を付与できる環境づくりを推進します。	検討	○	○	—

2 子育て・生活支援の充実

(1) 多様なニーズに対応する保育の充実

【ひとり親家庭等児童の保育所の優先入所】

事業名	内 容	計画	母	父	寡
保育所の優先入所	ひとり親家庭等の親が、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭等の子どもに対する入所優先度に加点します。	継続	○	○	—

【休日保育、夜間保育、病児一時保育等】

事業名	内 容	計画	母	父	寡
一時預かり	生後（8週間～6か月）から就学前までの乳幼児を一時的に短時間保育所等で預かります。	継続	○	○	—
延長保育	就労形態の多様化に対応し、保育時間の延長を行います。	継続	○	○	—
休日保育	日曜・祝日等に勤務する就労形態の事業所で保護者が勤務するなどにより、保育に欠ける児童の保育を行います。	継続	○	○	—
休日一時預かり	保護者の病気や看護、冠婚葬祭、育児リフレッシュのため、日曜・祝日等に一時的に家庭で保育が困難になった児童の保育を行います。	継続	○	○	—
夜間保育	夜間働いている保護者のため、通常保育時間では対応できない児童の保育を行います。	継続	○	○	—
24時間保育	深夜にわたって勤務している保護者を対象に、昼間の保育に引き続き翌朝まで児童の保育を行います。	継続	○	○	—
病児一時保育	病中・病後の保育に欠ける児童の一時保育を行います。	継続	○	○	—
保育料みなし寡婦控除	生活実態が母子家庭と同じ未婚母子家庭に対し、寡婦控除相当分を設定することで保育料の減免を行い、ひとり親間の保育料負担の格差を是正します。	検討	○	—	—

【子育て短期支援】

事業名	内容	計画	母	父	寡
ショートステイ（短期入所生活援助）	保護者の疾病や出張などにより、養育が一時的に困難になった児童を短期間（7日以内）の宿泊を含めて養育保護します。	継続	○	○	—
トワイライトステイ（夜間養護）	保護者の恒常的な残業などにより、家庭での養育が困難になった児童を養育保護します。	継続	○	○	—
ファミリーサポートセンター事業	保育所や幼稚園への送迎、小学生の放課後や放課後児童クラブ終了後の預かり、保護者のリフレッシュ等、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）を会員として組織化し、地域における育児の相互援助活動を支援します。	拡充	○	○	—

【利用料の助成】

事業名	内容	計画	母	父	寡
かなざわ子育て虹色クーポン	親子のふれあい支援および子育てにかかる親の負担軽減のため、文化・スポーツ施設や子育てサービス（ファミリーサポートセンター・産後ママヘルパー・一時預かり）等の利用料を助成します。	拡充	○	○	—
ファミリーサポートセンター利用料金補助制度	(社)石川県労働者福祉協議会が行う働くひとり親家庭の人を対象とするファミリーサポートセンター利用料金補助制度を広報します。	継続	○	○	—
ひとり親家庭一時預かり等利用料助成制度	ひとり親家庭の父母が一時預かり等を利用する際の費用の一部を助成します。	検討	○	○	—

(2) 放課後児童クラブの充実

事業名	内容	計画	母	父	寡
放課後児童クラブ	おおむね10歳未満の小学生の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、子どもの健全育成を図ります。	継続	○	○	—

(3) 母子生活支援施設による自立促進

事業名	内 容	計画	母	父	寡
母子生活支援施設	生活上の諸問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母子家庭の母と子を入所保護し、生活支援や施設での援助を行い、自立を促します。	継続	○	—	—

(4) 市営住宅の積極的活用の推進

事業名	内 容	計画	母	父	寡
ひとり親世帯向け優先入居の実施	市営住宅への入居の選考に際し、空室の状況によりひとり親世帯の枠を設け、入居には合理的な配慮に努めます。	継続	○	○	—
市営住宅活用母子世帯生活安定資金	DV被害母子世帯用の市営住宅に入居したときに、当該母子世帯の生活安定のために住宅使用料（家賃）の一部を支援金として支給します。	継続	○	—	—

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進

【訪問援助】

事業名	内 容	計画	母	父	寡
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が疾病等の理由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。	拡充	○	○	○
ホームフレンド事業 (児童訪問援助事業)	ひとり親家庭等の小学生から高校生の児童を対象に、大学生等を家庭に派遣し、児童の話し相手、相談相手、遊び相手、簡単な学習指導や家事指導などを行います。	継続	○	○	—
	上記に加え、新たに大学生等の学習ボランティアを派遣し、児童の学習を支援します。	新規	○	○	—
	ひとり親家庭の児童の教育格差を是正するため、地域の施設に学習の場を設置し、学習ボランティアによる教育支援を実施します。	検討	○	○	—
生活保護受給世帯の子どもの学業支援事業	生活保護世帯の中学生の進学率向上等のため、学習教室を開催し、進学への意識付けを行います。	新規	○	○	—

【ひとり親家庭等の相互扶助活動】

事業名	内容	計画	母	父	寡
ひとり親家庭情報交換等事業	ひとり親家庭等が定期的集ったり、金沢市母子寡婦福祉連合会のホームページ等を通じて、生活物品の交換などの情報交換・伝達を行うとともに、お互いの悩みを相談し、支えあう場を提供します。	拡充	○	○	—
消費生活アドバイザー	ひとり親家庭等の生活設計のため、消費生活アドバイザーが家計の支出の見直し、税の正しい申告の仕方などをアドバイスします。情報の共有を図るため、これらの情報を金沢市母子寡婦福祉連合会のホームページに掲載します。	検討	○	○	○
金沢市母子寡婦福祉連合会	金沢市母子寡婦福祉連合会は、ひとり親家庭等の福祉向上のために、レクリエーション・講習会等の企画・開催や家庭へのホームヘルパー等派遣事業、様々な情報発信を行い、ひとり親家庭等の互助を推進します。	拡充	○	○	○

【地域での支援・見守り】

事業名	内容	計画	母	父	寡
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、子育て・福祉に関する相談相手として、福祉制度の案内、関係機関への連絡、地域における見守り等の支援を行います。	継続	○	○	○
地域子育て支援センター	地域の子育て支援に関する拠点として、7か所の保育所を指定します。	継続	○	○	—
子育てサロン	乳幼児とその親が学校の空き教室や公民館・児童館、近江町交流プラザに気楽に集まり、育児の相談や友達を作る場として、子育てサロンを設けます。地域のボランティアや主任児童委員らが中心となって、親の育児不安解消のための支援を行います。	拡充	○	○	—
かなざわ子育て夢ステーション	保育所・幼稚園・児童館をかなざわ子育て夢ステーションとし、地域の妊産婦や親子が気軽に育児の相談や育児講座の参加、友達作りができる場とします。	拡充	○	○	—
善隣館等での世代間交流	子どものしつけなどの悩み解消の一助のため、善隣館等でお年寄りと子どもの世代間交流を促進します。	検討	○	○	—

3 経済的支援の推進

(1) 母子・寡婦福祉資金貸付金等に関する啓発

事業名	内 容	計画	母	父	寡
母子・寡婦福祉資金貸付金	母子家庭および寡婦の生活安定と、その児童の福祉の向上を図るために、無利子又は低利で各種貸付を行う母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に推進し、適切な貸付業務を実施します。 (事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金)	継続	○	—	○
生活福祉資金貸付制度	低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保します。	継続	○	○	○
日本学生支援機構奨学金	経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金（無利息と利息付）の貸与を行います。	継続	○	○	—

(2) 児童扶養手当等に関する情報提供および適切な給付業務の推進

事業名	内 容	計画	母	父	寡
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父（母）と生計を別にしていない児童（18歳になって最初の年度末まで。ただし、重・中度の障害のある児童は20歳未満）を養育している母（父）、または母（父）に代わって養育している人が公的年金（児童加算含む）を受けていない場合に支給します（所得制限あり）。	継続	○	○	—
子ども手当	児童（15歳になって最初の年度末まで）を養育している人に子ども手当を支給します。	継続	○	○	—
金沢市育英会奨学資金	保護者が市内に在住する高校生のうち、学業が優れ、経済的に修学が困難な生徒に対し、奨学資金を支給します。	継続	○	○	—

(3) 医療費助成事業の推進

事業名	内容	計画	母	父	寡
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等（公的年金等受給者も含む）の母（父）および児童（18歳になって最初の年度末まで。ただし、重・中度の障害のある児童は20歳未満）が負担した医療費の一部を助成します。	継続	○	○	—

(4) 就学援助制度の推進

事業名	内容	計画	母	父	寡
就学援助制度	経済的理由で就学が困難な児童や生徒に、学用品費・給食費などの学校に関わる費用の一部を支給します。	継続	○	○	—

(5) 各種助成制度の推進

事業名	内容	計画	母	父	寡
各種助成制度	ひとり親家庭等に対して、各種助成制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、適正な貸付・給付業務を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活費等助成 離職者支援資金、生活保護 ・就学費等助成 私立幼稚園就園奨励費、高等学校授業料減免 ・遺族年金、障害年金等給付 遺族基礎年金、遺族厚生年金、障害基礎年金、障害厚生年金、石川県交通災害等遺児すこやか資金 ・その他助成等 税の軽減、非課税貯蓄、福祉定期預貯金、JR通勤定期割引 	継続	○	○	○

4 養育費確保の推進

(1) 情報提供と広報・啓発活動の推進

事業名	内 容	計画	母	父	寡
養育費の支払（取得）に関する情報提供と広報・啓発活動	養育費取得手続などについて、情報提供活動を推進します。また、母子寡婦福祉団体等と連携して、講習会の開催やパンフレットの配布等により、養育費の支払（取得）に関する広報・啓発活動を推進するとともに、養育費について、相談から取得までの一貫した支援を行います。	拡充	○	○	—

(2) 相談体制の充実

事業名	内 容	計画	母	父	寡
母子自立支援員・女性相談員による養育費確保の相談	母子自立支援員や女性相談員による養育費の取得手続等に関する相談・支援を行います。	継続	○	○	—
相談窓口の設置および法的手続き等への利便の確保	無料法律相談の実施、法的手続き・支援策についての情報を提供し、法的手続き等への利便を確保します。	継続	○	○	—

5 相談体制・情報提供の充実

(1) 子どもの相談支援体制の充実

事業名	内 容	計画	母	父	寡
こども家庭支援センター金沢	相談員、心理療法担当者等が、児童を中心とする家庭の問題（児童虐待を含む）について、相談・支援を行います。	継続	○	○	—
こども総合相談センター（児童相談所）	児童福祉司、児童心理司、相談員等が、児童や家族に関する様々な問題（児童虐待を含む）について、相談・支援を行います。子育て支援サービスや福祉制度等を紹介・助言するほか、状況に応じて、一時保護、施設入所等の支援を行います。	継続	○	○	—

事業名	内容	計画	母	父	寡
研修相談センター (教育相談)	学校生活や修学、不登校などの相談にお応えします。適応指導教室「そだち」では、富樫・此花の2教室で通所指導を行います。医師、臨床心理士、言語聴覚士、大学教授など専門家によるアドバイスを受けられます。	継続	○	○	—
幼児相談室	乳幼児の発育や発達に関して悩みや心配があるときに相談でき、通所指導を行う幼児相談室を4か所設置しています。	継続	○	○	—

(2) 母子自立支援員・父子相談員等による相談支援体制の充実

事業名	内容	計画	母	父	寡
母子自立支援員・父子相談員	ひとり親家庭等を対象に、窓口・電話等による相談・指導を実施し、関係機関と連携を図りながら、必要な情報提供を行います。	継続	○	○	○
女性相談支援室	女性の身上相談、離婚等夫婦問題、女性に対する暴力等について、女性相談員が相談を受けます。	継続	○	—	○
社会保険労務士の相談	雇用に関する相談（セクハラ含む）・情報提供の窓口機能の充実のため、社会保険労務士による相談を実施します。	継続	○	○	○

(3) ホームページ・メール等による相談・情報提供の充実

事業名	内容	計画	母	父	寡
ホームページの開設	金沢市母子寡婦福祉連合会は、ホームページを開設します。	新規	○	○	○
メール等による相談体制	従来の窓口相談に加え、メール等による相談ができる環境を整備します。	拡充	○	○	○
広報・情報提供	ホームページ、新聞広報、テレビ・ラジオ広報番組、施策パンフレット等、情報提供媒体を活用し、効果的に各制度の情報を発信します。	拡充	○	○	○

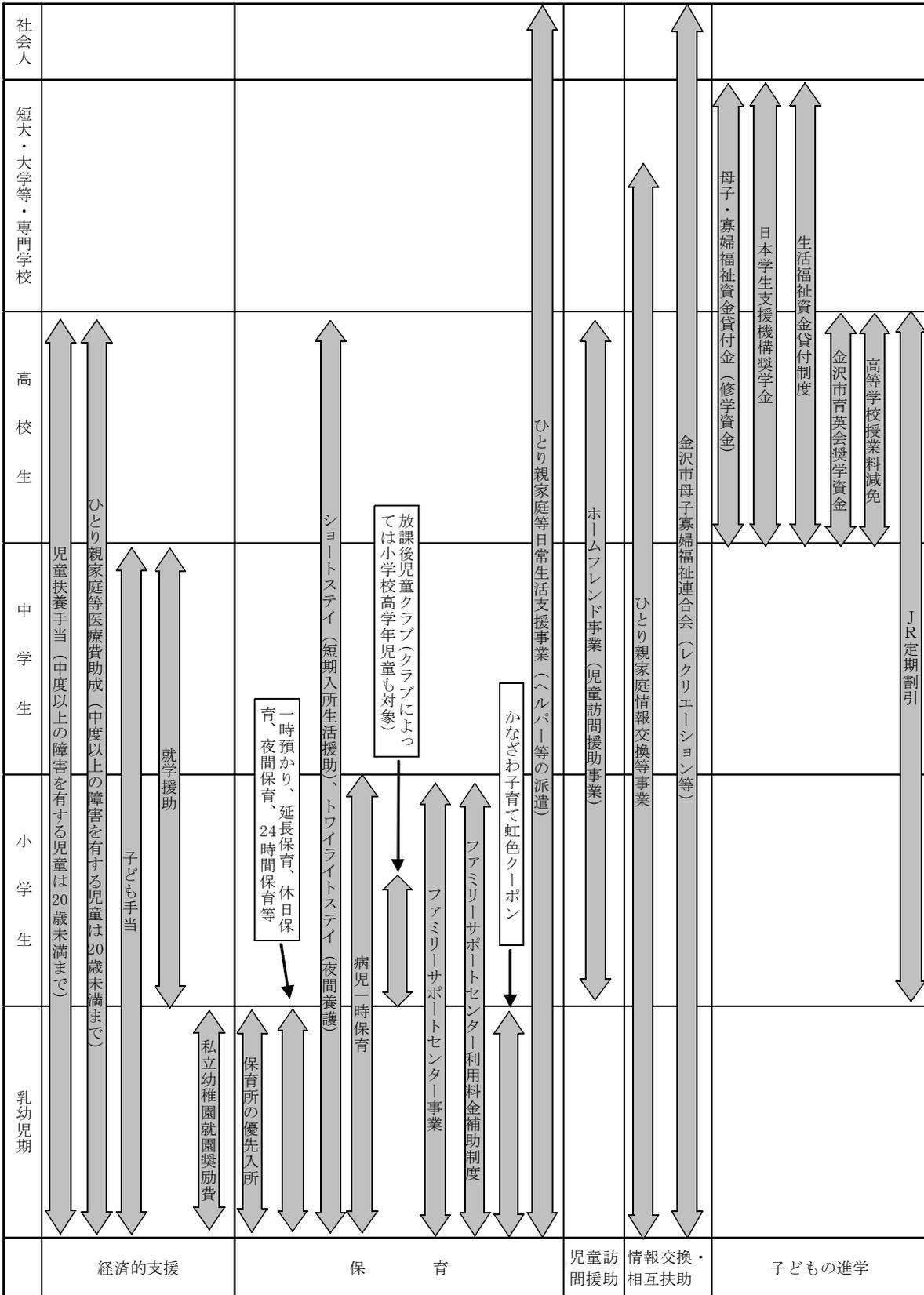
第5 ライフステージごとの支援内容

図表4-1 生活場面ごとの支援内容

項 目		支 援 内 容
離婚直後等による生活状況の変化	・離婚相談・養育費相談 (離婚前含む)	離婚相談・養育費相談 DV被害相談
	・住まいの相談	公営住宅入居申請(市営住宅ひとり親世帯向け優先入居) DV被害相談 市営住宅活用母子世帯生活安定資金(DV被害者) 母子生活支援施設への入所検討
	・経済的支援制度の申請	児童扶養手当、子ども手当 ひとり親家庭等医療費助成 就学援助 私立幼稚園就園奨励費
	・就職、転職の相談	就職、転職の相談 ひとり親家庭等日常生活支援事業 就業支援講習会 自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金 自立支援プログラム策定事業(「福祉から就労」支援事業) 社会保険労務士による相談 JR通勤定期割引
新たな生活の始まり	・子どもの保育	保育所への入所申し込み(保育所の優先入所) 一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育、24時間保育等 病児一時保育 ショートステイ(短期入所生活援助) トワイライトステイ(夜間養護) ファミリーサポートセンター事業 ファミリーサポートセンター利用料金補助制度 ひとり親家庭等日常生活支援事業 かなざわ子育て虹色クーポン 放課後児童クラブ
	・子育て等の相談	こども総合相談センター(児童相談所) 研修相談センター(教育相談) 幼児相談室 地域子育て支援センター 子育てサロン かなざわ子育て夢ステーション

項 目		支 援 内 容
新たな生活の始まり	・児童訪問援助	ホームフレンド事業（児童訪問援助事業）
	・子どもの進学	母子・寡婦福祉資金貸付金 生活福祉資金貸付制度 日本学生支援機構奨学金 金沢市育英会奨学資金 J R 定期割引 高等学校授業料減免
	・就職、転職の相談	就職、転職の相談 就業支援講習会 自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金 自立支援プログラム策定事業（「福祉から就労」支援事業） 社会保険労務士による相談
	・ひとり親家庭同士の情報交換等	ひとり親家庭情報交換等事業 金沢市母子寡婦福祉連合会
	・生活状況変化による貸付制度の利用	母子・寡婦福祉資金貸付金 生活福祉資金貸付制度

図表4-2 子どもの成長段階ごとの支援内容



第 5 章

資 料

1 計画の策定体制等

(1) 金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会設置要綱

1 金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会設置の趣旨について

平成18年度に策定した「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」が、平成23年度で最終年度を迎えることから、本市のひとり親家庭等への地域の実情に合わせたきめ細やかな福祉サービスの展開と自立支援を目的としたひとり親家庭等の自立促進計画を策定するため、金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会を設置する。

2 委員会の設置要綱

金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成23年 2月22日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市は、本市のひとり親家庭等の自立支援に関し、各分野の専門的見地から助言、指導及び協力を得るとともに、本市のひとり親家庭等への地域の実情に合わせたきめ細やかな福祉サービスの展開及び自立支援を目的としたひとり親家庭等の自立促進計画（以下「計画」という。）を策定するため、金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) ひとり親家庭等の実態調査の内容
- (2) 計画の基本方針
- (3) ひとり親家庭等への支援策
- (4) 前3号に掲げるもののほか計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、福祉健康局福祉総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

策定委員

母子世帯当事者（2名）、学識経験者（2名）、金沢市母子寡婦福祉連合会相談員、
母子生活支援施設、金沢公共職業安定所、主任児童委員 計8名

(2) 金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	平成23年3月23日（水）	アンケート調査の実施について
第2回	平成23年7月27日（水）	・第1期計画の事業評価について ・アンケート中間結果について
第3回	平成23年10月3日（月）	アンケート結果による現状と課題について
第4回	平成23年12月15日（木）	計画素案について
第5回	平成24年3月14日（水）	・パブリックコメント（平成24年1月10日～2月8日）のご意見と金沢市の考え方 ・計画（最終案）について

(3) 策定委員の感想（順不同）

○策定委員会に参加して

行政の委員会に参加したのは初めてだった。委員にお誘いを受けたとき、事務局の方からの、お仕着せの計画はつくりたくない、自由闊達な議論をしつつ、金沢らしい計画をつくりたい、というお言葉が印象的だった。

私は、もともと貧困と教育を研究テーマの一つとしており、ひとり親の子育てのあり方にも関心を持っていた。研究活動で得られた知見がどこまで活かせるのか、あるいは活かさないのか、を知りたいという気持ちもあり、お引き受けすることとした。

初回から、活発な議論がなされたように記憶している。事務局の方々の準備が周到だったことに加えて（私は委員長を担当することになったのだが、事務局の皆様の配慮と準備がなければ任は務まらなかった）、委員として選ばれた人は皆真摯で誠実な方達だったことがあると思う。ふたり親家族を自明視する傾向が強く、また離婚に対する風当たりも厳しい私たちの社会では、ひとり親はしばしば経済的に周辺化し、また社会的にも厳しいまなざしを受けながら生活せざるをえないことが多いと言われている。しかし、今回の委員会メンバーは、そうした社会的な偏見から自由な人々で構成されており、ひとり親の人々が置かれている状況を直視し、具体的な事実に基づいて、何ができるのかを考えようという姿勢が共有されていた。

シングルマザーの当事者、母子寮の寮長、労働行政の専門家、社会学の研究者など、様々な立場からひとり親の生活に何が必要なのか議論された。特にひとり親当事者、あるいは当事者と直接関わってきた人の経験や率直な考えを踏まえて議論がなされたため、地に足が着いた議論ができたように思う。皆でいろいろと議論しながらつくったひとり親の方々の質問紙の調査では、現在の金沢市でひとり親の方々が置かれている状況、ニーズなどがビビッドに浮かびあがるデータが得られた。

ひとり親支援政策の中身の充実とともに、どのようにすれば当事者の方々が利用しやすいものになるのか、また、どうすれば当事者の方々に情報が伝わるのか、という施策の「運用」も工夫するための意見がしばしば出されたことも今回の委員会の特長だろう。その成果は、たとえば、「計画」の中で、母子寡婦福祉連合会を通じた情報の伝達を充実していく方針が打ち出されていること、あるいは、そこに子どもの発達段階に応じて利用できる支援策とそれを担う機関が一目で分かるような図が挿入されていることなどに現れている。

ひとり親の支援を狭い意味での行政の枠にとどめずに、社会全体に開きつつ、ひとり

親の方々が生活しやすいような基盤を整備するための取組みを進めていく方針を打ち出したことも特色であろう。「案」では、ひとり親の方同士が関係をつくり、互いに必要な情報を共有し、また、時に悩みを語り合ったりすることもできるような場をつくっていくことが求められていることが強調され、市民のボランティアを通じて子どもの学習支援をしていくための施策も打ち出された。また、企業にも、有給休暇の取得方法も含めて、ひとり親の人が働きやすいような職場環境づくりの具体策についても示された。

もちろん、今回の「計画」がどれだけ現実のニーズにかなったものになったのかは、今後のひとり親の方々の「評価」に委ねざるをえない。しかし、決して十分とは言えない審議時間の中で、今後の充実した支援につなげていけるような支援案がつくれたのではないかと思っている。と同時に、今回の「計画」策定で、ひとり親の方々が、のびのびと生きていける金沢市をつくっていくための取組みは終わったわけではない。そうした金沢市をつくっていくかは、案をどのように実現していくかを含めて、今後の金沢市の姿勢や取組みにかかっている。今までと引き続き、金沢市民のみなさまの協力が必要だと思うし、私も金沢市民のひとりとして、何らかの形で貢献できるように活動していきたい。

○計画内容の普及が必要

最初、このお話を頂いた時、自分で良いのかなと思いました。それに子どもを連れて行って良いものか悪いものかとも考えました。参加しているうちに、私の意見は会議内容に合っているものなのかどうなのかと思いましたが、ひとり親になって自分が困ったこと、辛かったこと、嬉しかったことなどを思い出しながら話をさせて頂きました。思ったことをすぐ言うてしまうほうなので、市役所の方々に不快な思いをさせたかも知れません。でも、ひとり親になられた方々は、不安を抱え窓口に来ていることを頭に置いて話をしてほしいとただただ思いました。平成15年に母子家庭になりましたが、その時の対応と今現在の対応は違うようなので少し安心しました。まだまだ計画内容についての認知度は低いと思いますが、これからの働きかけにより、知られていくと良いなあと思います。

この委員会に参加でき、私にとっても子どもにとっても知識を得、良い経験をさせて頂いたと思っています。有難うございました。

○ひとり親家庭の明るい未来のために

初めてこのような重要な計画の委員として参加させて頂き、事の重さに責任を感じます。

これからのひとり親の方にどう役に立てる支援が必要か、あらゆる視点からの意見が必要で、まとめることの難しさ、改めてそれを実現させる勇気。感心致しました。

今まで、色々な特にひとり親の自立促進や支援にあきらめていたのかも知れません。でも会議を重ねるうちに私達当事者の小さな意見がみんなの求めている支援だと思えるようになり、なにげない生活の不便さを会長をはじめとする現場にかかわる方や専門とする方々がまとめ、形として今後活かされ、これからの未来に明るい兆しが見えるかもと期待をも持てました。

今も小さな子どもをかかえ、一人で悩み、明日はどうしようと色々な事に眠れない方が、一人でも減る明日を迎えられるようにと考える機会を作っていただき、今は感謝の一年です。

ありがとうございました。

○当事者の意見を行政に伝えることが重要

ひとり親家庭の当事者にかかわらず、日々の生活の中で感じる都合の悪さや、少しの改善で気持ちよくすごせると思われることを行政に積極的に伝えることがとても大切だと再認識しました。それと同時に、今後も社会的弱者といわれる人々の意見を積極的に聴取する場を設けるという特別なことではなく、日々、相談に訪れられる方々のお話をよく聞くことにより、次の施策へつなげる姿勢を大切にしていだけたらありがたいと切に感じました。今回、委員会に参加させていただき、いろいろな方面から集まられた委員の方々の意見を伺い本当に勉強になりました。

終わりに、委員会の招集に始まり、アンケート作成、集計、計画の素案づくりなど担当の方も大変だったと思います。本当にご苦労様でした。

○ひとり親世帯を孤立させない環境づくり

策定委員会において、実際のニーズがどんなものであるか当事者側の意見を直接聞くことができ大変良かったと思います。行政側は様々なきめ細かい支援策を打ち出しており、新たな発見もありました。ただ残念なことに、制度や支援を知らなかったり、利用しなかったりしている人もいるのが現状ではないかとも感じました。

ひとり親で子育てするのは、経済的にも時間的にもひっ迫したものがあると思われます。行政のサポートでは行き届かない小さい部分の手助けが必要なことも多々あるのではないのでしょうか。

自分にできる支援を考えた時、ひとり親世帯が孤立しないよう地域で見守ってゆく環境づくりが重要なポイントになると改めて気づかされました。

○それぞれのひとり親家庭の生活向上

ひとり親の方は親の年齢や子の年齢、ひとり親となつてからの年数等でその方の必要とされる支援等はそれぞれ違っています。それでもなんとかひとり親の方がより良い環境で生活できるように考え、今ある政策が見直され、パワーアップでした。今回のひとり親家庭等自立促進計画がひとり親家庭により良く活かされる事を切に願います。

ひとり親としてのご自身の経験や各専門の先生のご意見がとびかう会議はとても勉強になりました。この貴重な時間も今後の業務に活かしていきたいと思っています。

○ひとり親家庭の立場を踏まえた自立促進計画

行政の立場として、この1年間で5回の委員会に参加させていただきました。委員会では毎回、委員の方々が真剣に、そして前向きな姿勢で意見を出し合い「自立促進計画」の策定に取り組んだ結果、「ひとり親家庭の方」の立場に立った優しい「自立促進計画」を策定できたと自負しております。そして、その委員会に参加させていただいたことを誇りに思っています。

また、策定委員会において実施された「金沢市ひとり親家庭等自立支援に関する調査結果」を見ると、「ひとり親家庭」の方が、経済的、就労、子育て、住宅等々生活のあらゆる場面で支援を必要としており、また、支援を必要としている方の多数が女性であるという現実を改めて痛感しました。こういった現状を改善していくためには、女性が結婚、出産、育児を経験しながらも働き続けられる環境の整備が求められ、そのために私個人として微力ながら努力をしようと思った次第です。

最後に、事務局として種々ご尽力いただいた福祉総務課の皆様に感謝申し上げます。

○ひとり親家庭の生活を反映した計画づくり

当事者の委員の方々の生活に関する様々な悩み、支援の場にある委員の方々が日々の業務の中で感じている実情が毎回示され、議論の中で共有されていったと思います。そ

れらはアンケート調査のデータと合わせ、計画に反映することができたのではないのでしょうか。事務局の方々もそのために大変努力して下さったと思います。

今後は、この計画の進捗を見守り、またしっかり評価して次の計画へと引き継いで頂ければと思います。

(4) 金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定庁内ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定庁内ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012の策定のための課題及び施策等に関する事項
- (2) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げるひとり親家庭等自立支援に関連する課所の職員で組織する。

- 2 ワーキンググループの座長は、福祉総務課長とする。

(会議)

第4条 ワーキンググループの会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係する課等の職員を会議に加えることができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、福祉総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第3条関係）

労働政策課、こども福祉課、健康総務課、福祉総務課

2 索引

あ行

安定雇用促進奨励金	55
遺棄	26
育児不安解消	59
育児リフレッシュ	8・56
意見・要望数	42
意見・要望の分類	43
石川県交通災害等遺児すこやか資金	14・61
石川県労働者福祉協議会	57
いじめ	38
遺族基礎年金	14・61
遺族厚生年金	14・61
遺族年金等給付	14
一時預かり	45・56・64・66
一時預かり制度	46
一時保護	16・17・62
1か月の収入	33
一般事業主行動計画	55
医療介護資金	12・60
医療費助成	14・20・39・46・61
インターネット	42・47・48
延長保育	8・56・64・66
OJT	8
親の平均年齢	29

か行

核家族世帯	28
学業	38
学習教室	58
学習支援	51
学習ボランティア	58
各種助成制度	14・20
家庭生活支援員	58
かなざわ子育て虹色クーポン	10・57・64・66
かなざわ子育て夢ステーション	59・64
金沢市育英会奨学資金	14・60・65・66
金沢市社会福祉協議会	16・17
金沢市ひとり親家庭等自立支援に関する調査	4・28
金沢市ひとり親家庭等自立促進計画	2
金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会	4・68

金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会開催状況	69
金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定委員会設置要綱	68
金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012策定庁内ワーキンググループ設置要領	4・74
金沢市母子寡婦福祉連合会	59・66
寡婦	2・3・44
寡婦・ひとり親家庭奉仕員派遣	12
技能修得講習会	6・53
技能習得資金	12・60
希望する子育て支援策	39
基本的な方向	50
基本方針	2・3
基本目標	50
休日一時預かり	8・56
休日保育	8・46・56・64・66
求職活動	8・56
教育訓練給付	6・54
教育支援	47・58
教育相談	63・64
金銭給付	46
計画の期間	3
計画の策定体制	4・68
計画の性格	3
計画の対象	3
経済的支援	12・20・47・50・51・64・66
経済的状況	46
経済的自立	2
結婚件数	22
結婚資金	12・60
言語聴覚士	63
研修相談センター	63・64
公営住宅	31・32
公営住宅入居申請	64
公営住宅の優先入居	46
公共職業安定所	8
高校生への支援	66
公的相談機関	41
高等学校授業料減免	14・61・65・66
高等学校卒業資格取得	54
高等職業訓練促進給付金	6・45・54・64・65
広報・情報提供	63

交流の場	42・47
子育てサービス券支給	10
子育てサロン	59・64
子育て支援	8・20・39・46・56
子育て支援の充実	51
子育てと仕事の両立	51
子育てに優しい企業認証制度	55
子育てに優しい企業利子補給金	55
子育てにやさしい事業所等保育環境整備助成金	55
子育ての相談	64
子育て夢ステーション	59・64
こども家庭支援センター金沢	16・62
こども総合相談センター	16・62・64
子ども手当	14・60・64・66
子どもについての心配ごとや悩み	38
子どものしつけ	38・46
子どもの進学	65・66
子どもの成長段階ごとの支援内容	66
子どもの世話	38
子どもの平均人数	29
子どもの保育	64
困ったことや悩んだこと	40
雇用側への啓発	45
雇用環境	55

さ行

最終学歴	30
在宅ワークセミナー	7
策定委員会	68
策定委員会開催状況	69
策定委員の感想	70
三世帯世帯	28
J R通勤定期割引	14・61・64・65・66
市営住宅	20・51・58
市営住宅活用母子世帯生活安定資金	58・64
市営住宅ひとり親世帯向け優先入居	64
支援制度の認知度	48
資格取得	6・54
資格取得支援	48
資格取得支援制度	45
事業開始資金	12・60
事業継続資金	12・60
事業所内保育施設	55
事業主に対する啓発	55
試行雇用奨励金	55

仕事以外の収入	33
仕事上の変化	35
仕事による収入	33
仕事の状況	35
仕事の評価	37
施策の基本的な方向	50
施策の体系	52
施策の展開	53
施設入所	16・17・62
しつけ	38・46
児童委員	12・59
児童虐待	16
児童心理司	62
児童相談所	16・62・64
児童手当	14
児童扶養手当	2・14・20・48・51・60・64・66
児童扶養手当認定世帯数	24
児童扶養手当認定率	25
児童訪問援助事業	58・65・66
死別	26
社会的支援	50
社会保険労務士による相談	63・64・65
市役所トライアル雇用	54
就学援助制度	14・61・64・66
修学資金	12・60
就学支度資金	12
就学費等助成	14
就業機会創出	8・20・50・54
就業支援	6・20・45・50・53
就業支援講習会	6・53・64・65
就業支援サービス	50
修業支援事業	48
就業支援セミナー	7
修業資金	12・60
就業情報提供事業	7
就業相談	50
就業相談・情報提供	6・53
就職	38
就職支度資金	12・60
就職準備セミナー	6・53
就職、転職の相談	64・65
住宅資金	12・60
住宅に関する希望	32
住宅の状況	31
収入の平均	33
就労時間	36

友達関係…………… 38
 トライアル雇用…………… 54・55
 トワイライトステイ…………… 10・57・64・66

な行

虹色クーポン…………… 10・57・64・66
 24時間保育…………… 8・46・56・64・66
 日中や放課後の子どもの世話…………… 38
 日本学生支援機構奨学金…………… 60・65・66
 乳幼児への支援…………… 66

は行

パソコン講習会…………… 6・7
 ハローワーク…………… 45・53・54
 非課税貯蓄…………… 14・61
 非行…………… 38
 ひとり親家庭…………… 3・50
 ひとり親家庭一時預かり等利用料助成制度…………… 57
 ひとり親家庭情報交換等事業…………… 12・59・65・66
 ひとり親家庭等…………… 3
 ひとり親家庭等医療費助成…………… 14・61・64・66
 ひとり親家庭等日常生活支援事業…………… 12・20・58・64・66
 ひとり親家庭になった年齢…………… 30
 ひとり親家庭の孤立化…………… 47
 ひとり親家庭向け市営住宅…………… 10
 ひとり親雇用促進制度…………… 45
 ひとり親世帯向け優先入居…………… 58
 病気や発育・発達…………… 38
 病後児一時保育…………… 45
 病児一時保育…………… 8・56・64・66
 病児保育…………… 45
 貧困の連鎖…………… 47
 ファミリーサポートセンター事業…………… 10・57・64・66
 ファミリーサポートセンター利用料金
 補助制度…………… 57・64・66
 「福祉から就労」支援事業…………… 54・64・65
 福祉定期預貯金…………… 14・61
 父子家庭…………… 2・3・24・44・48・50
 父子相談員…………… 63
 不登校…………… 38・63
 平均収入…………… 45
 平均就労時間…………… 36
 平均初婚年齢…………… 29
 保育サービス…………… 39・46

保育所の優先入所…………… 8・56・64・66
 保育の充実…………… 8・20・56
 保育料みなし寡婦控除…………… 56
 放課後児童クラブ…………… 10・20・57・64・66
 放課後の子どもの世話…………… 38
 法的手続き…………… 16
 訪問援助…………… 58
 法律相談…………… 16・17・62
 ホームフレンド事業…………… 58・65・66
 ホームフレンド派遣…………… 12
 ホームページ…………… 18・19・51・59・63
 ホームヘルパー等派遣事業…………… 59
 母子及び寡婦福祉法…………… 2
 母子家庭…………… 3・43・50
 母子家庭及び寡婦自立促進計画…………… 2・3
 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため
 の措置に関する基本的な方針…………… 2
 母子家庭自立支援給付金…………… 6・20・54
 母子家庭等自立支援に関する調査…………… 2
 母子家庭になった理由…………… 26
 母子家庭の母等雇用奨励金…………… 8・55
 母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の
 表彰…………… 55
 母子・寡婦福祉資金貸付金…………… 12・20・34・51・60・65・66
 母子寡婦福祉団体…………… 16・62
 母子寡婦福祉連合会…………… 17・47・48・53・59・63・66
 母子寡婦福祉連合会の相談員…………… 48
 母子自立支援員…………… 7・16・18・20・41・47・48・62・63
 母子自立支援プログラム策定員…………… 8
 母子生活支援施設…………… 10・20・58・64
 母子福祉資金の貸付等に関する法律…………… 2
 母子福祉推進員…………… 18・19
 母子福祉法…………… 2
 母子・父子世帯枠…………… 10

ま行

窓口相談…………… 63
 未婚…………… 26
 未婚母子家庭…………… 56
 民生委員・児童委員…………… 12・59
 無料法律相談…………… 16・62
 メール…………… 48・51・63
 持ち家…………… 31

や行

夜間保育	8・46・56・64・66
夜間養護	10・57・64・66
有給休暇前倒し付与	55
優良企業等の表彰	55
養育費	16・20・39・40・46・47・51・62
養育費セミナー	17
養育費専門相談員	17・19
養育費相談	64
幼児相談室	63・64
四世代世帯	28

ら行

ライフステージごとの支援	64
離婚	26
離婚件数	2・22
離婚相談	64
離婚率	23
離職者支援資金	14・61
離転職セミナー	6・53
利用料の助成	57
臨床心理士	63

わ行

ワーキンググループ	4・74
ワークライフバランス	46

計画策定にご協力いただいた方々

1 計画策定委員会

母子家庭のお母さん（2名）

母子生活支援施設代表

金沢公共職業安定所代表

金沢大学 人間社会研究域 人間科学系 教授

金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 准教授

金沢市母子寡婦福祉連合会代表

金沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会代表 合計 8名

2 金沢市ひとり親家庭等自立支援に関する調査（アンケート）

母子家庭 696世帯

父子家庭 232世帯

寡婦 125世帯

その他 24世帯 合計 1,077世帯

3 パブリックコメント

ご意見をいただいた2名

4 策定庁内ワーキンググループ

労働政策課 こども福祉課 健康総務課 福祉総務課

5 その他

・金沢市ひとり親家庭等自立支援に関する調査報告書・金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012

印刷 （社福）やちぐさ会 多機能型事業所 やちぐさ

・表紙の絵 金沢アート工房

・計画策定業務委託業者 （株）エディケーション

金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012
(第2期金沢市母子家庭及び寡婦自立促進計画)

2012年(平成24) 3月 発行

発 行 : 金沢市

編 集 : 金沢市 福祉健康局 福祉総務課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話 076-220-2285 FAX 076-220-2532

電子メール fukushi_s@city.kanazawa.lg.jp

印 刷 : (社福) やちぐさ会 多機能型事業所 やちぐさ

表紙および裏表紙の作品は、アウトサイダーアートの作家として金沢アート工房で活動する知的障害のある人たちの作品です。金沢市は、この創作活動を支援しています。

表紙の絵

細川 陽平 「大相撲 結びの一番」	岩坂 晋哉 「カラフル町屋」
高橋 雅 「ひとり」	船橋 映 「タケコプター」

裏表紙の絵

岡野 未沙 「千手観音」	窪 哲生 「人 ③」
南 克範 「満善車王像」	仲井 梨紗 「ヒョウ女」

